

平成21年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年2月2日(火)

新宿区 区長室 区政情報課

午後2時開会

【会長】どうもお待たせをいたしました。各委員の方、きょうはご出席くださりまして大変ありがとうございます。新宿区情報公開・個人情報保護審議会の第8回目の会合を開きたいと思います。

なお、きょうは区長さんから私たちにごあいさつをしたいということで、ご多忙きわまりないもんですからあれですけども、午後4時ごろまた時間をとりたいということなので、それぐらいにこの委員会も一応終わることができればというふうに思っております。余り無理なご注文はお願いできませんけれども、どこかにこういうことを踏まえておいていただければ大変幸いです。

それでは、課長さんのほうから資料についてご説明願えますか。

【区政情報課長】区政情報課長です。

資料のご説明の前に、本日、福西委員が欠席というご連絡をいただいております。また、ひやま委員が所用により30分程度遅れるとのご連絡をいただいております。それから、赤羽委員につきましては、途中、所用により途中退席というご連絡をいただいております。

また、今、会長からお話がありましたように、今後臨時にお願いする案件がなければ、このメンバーによる審議会につきましては今回が最後となりますので、後ほど中山区長からごあいさつをさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、本日の資料でございますけれども、事前にお配りしました資料は、本日の次第、資料66「区民討議会参加依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報の目的外利用について」から資料73「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」までとなっております。

また、本日、机上に配付しました資料として、諮問事項に係る追加がございまして、変更後の次第、資料74「子ども手当に係る目的外利用、電算開発等について」、資料75「投票人名簿及び在外投票人名簿の調製について」、また資料75に関するリーフレット、以上を机上配付させていただいております。

資料74と資料75につきましては、資料70の次にご審議をお願いしたいと思います。また、資料69と資料70につきましては、内容に共通点が多いことから、続けてご説明をさせていただきます。

資料についての説明は以上でございます。

審議案件が多くありますけれども、ご審議のほどよろしくお願いたします。

私からは以上です。

【会 長】ありがとうございました。

何か資料に不備な点ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、そういうふうにさせていただきます。

まず、資料66から入ります。「区民討議会参加依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報目的外利用について」でございます。

どうぞ、担当の課長さん、よろしく願いいたします。

【企画政策課長】企画政策課長でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料66の事業の概要というものをお開きいただきたく存じます。

現在、新宿区では、区議会、それから区民の代表、それと区行政と三者が一体となって（仮称）新宿区自治基本条例の制定に向けた取り組みを行ってございます。来年度、4月以降になるわけですけれども、この骨子案を作成いたしまして、区民の皆さんからさまざまな形でご意見をちょうだいしていきたいと考えております。

今回、新宿区としては初めての取り組みですが、区民討議会という手法を使って区民の意見を収集したいと考えております。この区民討議会というのは、無作為で区民の皆さん、それから外国人も含めて選びまして、それらの方々に参加依頼をして、それで出席可能の方、2日間討議に参加いただくもので、参加者には日額6,000円を支給します。そして、ワークショップ形式のような形で討議をまとめて、その意見を発表し合っというような形での意見収集を行うというものでございます。5月下旬ごろを予定してございます。

それで、今回、個人情報保護審議会にお願いいたします事項は、次のページですが、外国人登録データの目的外利用をお願いしたいということでございます。

このデータは、保有元は戸籍住民課、外国人登録業務ということで、登録原票及びホストデータを利用させていただきたいということで、利用先は、私どもが所管しています自治基本条例の所管であります企画政策課でございます。

それで、目的外利用を行う理由ですけれども、先ほど少しご説明差し上げました自治基本条例の区民討議会へ条件に該当する区内の外国人に参加依頼をするためということでございます。

目的外利用を行う情報項目といたしましては、氏名、住所、生年月日、性別、在留資格、

国籍でございます。これは、くじのような形で無作為抽出するときの抽出条件にということで掲載してございます。

目的外利用を行う際の記録媒体ですが、紙（リスト）、それからデータ、CSV形式のものでございます。

時期は、22年、本年の3月1日から翌年の3月31日までとさせていただくというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、皆さんご質問。

はい、どうぞ。

【久保合介委員】この件については、直接この問題にかかわっている自治分権の6名の小委員の1人ですから、この点だけはと思うところについて意見を言わせてもらいます。

2ページ目の事業の概要の中に事業内容があって、目的というところがあるんですが、その前に、これは当然公文書として外へも出るし、残される性格のものだと思うけれども、そうじゃないですか。

会長、それなら、なおさらですが、目的と書かれた4行目から3行目、「サイレントマジョリティーと呼ばれる特別な関心を持たない区民」と書いてある、この「特別な関心を持たない」というこの文字だけはぜひ削除をしていただきたいんです。サイレントマジョリティーと言われる人は特別な関心のない人だというふうには考えられてないし、またそういうふうにな新宿区が定義したら失礼な話ですし、本当に厳しい人だったら文句も出ます。この人たちは関心がないわけ、意見がないわけではなくて、それを表現する直接・間接的機會を持たないというだけの人たちです。それを、新宿区が特別な関心を持たない区民だというふうに言い切ってしまうと、私たちが後で困るようになると思うんで、この点はぜひ削除をしておいていただきたいなと思うんですけれども。

【会長】大変重要な問題を提起されましたけれども、ほかの委員の方いかがですか。

はい。

【久保合介委員】大変だから言いますけれども、具体的に。サイレントマジョリティーと呼ばれる区民ということで通用するんですね。余計なことを言って問題起きるよりは、通じるんだから、そこだけ取ってしまったらいいんじゃないですかというふうに具体的に言わせてもらいます。

【会 長】はい。

【鍋島委員】関連なんですけれども、これは無作為だと思うんですね。無作為というのは、こういう条件、私たちも相談員協会とか、こういう無作為抽出やりますけれども、無作為というのは、そのときの講座だと、条件をつけてはいけないということなので、サイレントマジョリティーも条件になりますから、これは抽出方法としてはいけないんじゃないかと思うんです、そのときの講座から。

【会 長】課長、どうぞ。

【企画政策課長】ご説明させていただきます。

区民意見の募集につきましては、よくパブリックコメントということで、こういう重要な条例ですとか計画ということは、意見公募という手続が新宿区よくやっております。これは、特別な関心という言い方は本当に訂正させていただきますけれども、意見のある人は、そういうことで区に意見をそのテーマについてですね、意見を言うわけなんです、そうでない方々の意見がどういうところにあるのかということで、手続として、趣旨は違いますけれども、裁判員制度のように、くじで区民の方、これは大体1,200人ぐらいを抽出しようと思っておりますが、それらの方々にこの討議会にご参加いただいて、それで意見をまとめていただくということで、より幅広い意見を集約できるという、こういう手法でございます。

そういう意味で、このサイレントマジョリティーとか特別の関心を持たないというところが、このサイレントマジョリティーというのは、抽出の条件ということではなくて、この制度を実施する一つの意義とか趣旨というようなことで書かせていただいた次第です。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】これは抽出すると書いてあるんです。抽出すると書いてあると、もし私に当たったとすれば、サイレントマジョリティーじゃないから、カットされてしまうと思う。私、すごい不満です。

【会 長】いかがですか、課長さん、今のご意見。

【企画政策課長】企画政策課長です。抽出された方がどういう意見をお持ちかによって、その方に参加いただくとかいただかないとかということはありません。この条件だけです、ここに書いてある。サイレントマジョリティーは条件ではないんです。こちらをごらんいただきたいんですが、事業の概要のところの2ページ目の抽出方法というところをごらんください。「永住資格を有する（特別永住を含む）外国人の中から、住民登録者と合わせ、

基準日における18歳以上、1,200名程度を無作為抽出し、区民討議会への参加を募る。参加希望者は5%程度を予想」という、こういう条件でございます。

【鍋島委員】区民は抽出しないんですか。

【企画政策課長】住民登録者も抽出します、一緒に。

【鍋島委員】でも、その目的は違うわけですか。

【企画政策課長】同じなんです。ただ、住民登録のデータというのは、もともとこうした区市町村がこういった事務を行うに当たっては、当然利用していいデータなので、今回お諮りしているのは、外国人登録のデータは、もともとがそういう目的でつくられてませんので、そのデータを利用させていただく、くじを行うために。外国人登録データを目的外に利用するため、個人情報保護審議会にお諮りをしている次第でございます。

【鍋島委員】申しわけない。ちょっと個人情報と離れてごめんなさい。でも、抽出方法だけは守ったほうがいいと思うんですよね。私たちが総務省とかそういうところから頼まれてやるんですけども、すごい厳しい制限があって、1つ飛んで、そこが当てはまらなかったら、また幾つか飛んでというようなことの抽出方法もあるわけですよね、くじだけじゃなくてね。抽出というのは、本当に物理的な作業で、きちとした方法論があるので、やっぱりこの目的のところに、少なくとも抽出するということではなくて、意見を聞くためにとかというのはわかりますけれども、このところに抽出という言葉があると……

【企画政策課長】ここですね。

【鍋島委員】その抽出の方法に違反されてはいけないんじゃないかと思ったので……

【企画政策課長】わかりました。上段の目的のところに「サイレントマジョリティーと呼ばれる特別な関心を持たない区民の声を抽出する」というこの部分ですね。

【鍋島委員】そうです。

【企画政策課長】はい。大変申しわけございませんでした。これは、もしよろしければ、後ほど訂正なりということをしていただいて、「サイレントマジョリティーの区民の声を聞くため」とかというような表現に訂正させていただきます。大変ありがとうございました。

【会長】はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

これは、3ページのところで、目的外利用を行う理由ということで、ここで条件に該当するという、その条件というのは一体何なのか。

それと、その下の在留資格だとか国籍というふうにも書いてありますけれども、そもそも

この在留資格とか国籍もなぜ必要なのか。その国籍によって、例えば人数をちゃんとやるということなのか、それとも、さっき言ったように外国人登録はだっとやるのか、国籍とか在留資格が必要なことはなぜ必要なんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【企画政策課長】まず、在留資格ですけれども、大変種別がたくさんあるんですが、永住資格を持っていらっしゃる方、それ以外は比較的5年ぐらいで帰国されるとかという前提がありますので、在留資格としては永住者と特別永住者ということを条件にさせていただくということでございます。

それから、国籍につきましては、これは抽出した後の結果の記録用に使うということで、あらかじめ例えば国籍ごとに人数比例で、この国籍からは何人とかというようなことで使うものではありません。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】そうですか。要は、だから抽出された人で、実際に1,200掛ける5%で約60人ですよ。その人の国籍をとということであれば、それは本当はその人にちゃんと聞くのが普通だよ。あらかじめこういう形でやっておいたほうが、それは資格があるから便利なのかもしれないけれども、そういうのもうちょっと慎重なほうがいいんじゃないかなと思いますし、それが1つ。

それから、そうすると在留資格というのは、要はこの1,200人、対象にする1,200人というのは、永住者と特別永住者というふうに限るんで、そのためにそのほかのいろいろな留学生だ何とかは省くわけですね。そのためにこれが要ということでもいいんですか。

【企画政策課長】企画政策課長です。

抽出の方法なんですけど、住民登録、住民台帳から18歳以上、それから外国人登録の永住者、特別永住者で18歳以上の人を両方合わせて、その中から1,200を選びます。永住者と特別永住者の中から、外国人の中から1,200を選ぶということではなくて、住民登録者と合わせて18歳以上で1,200名程度を無作為抽出します。

【かわの委員】国籍の話は。

【企画政策課長】それで、実際に参加される方というのは、この中から全員が参加することではないと思いますので、参加の意思確認をするんですが、国籍は、抽出した結果、1,200人の内訳に使うということで、国籍ごとにこういう内訳になりましたということで、個人名とは連動しない形で、統計データ的に使わせていただくということで考えた次第で

す。

【会 長】ちょっとお伺いしたいんですけどもね……

【かわの委員】では、最後にしますけれども……

【副会長】かわの委員、ちょっと待ってください。会長が。

【かわの委員】ああ、そうですか。すみません。

【会 長】こういうふうに文言をめぐって審議会の意見が対立しているときには、どうなんですか。我々の審議会のほうが優位に立つんですか。言葉をめぐっての話ですから。お願いすればいいんですけども、承認できないとなったら、これ、どちらが優位に立つんですか。僕は審議会が優位に立つと思うんですよね。

【会 長】個人情報に関する委員会ですから。

はい、どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今、会長ご指摘いただいたのは、部分的に使えないということですか。そういう……

【会 長】部分的に。それはもうちょっと大きくなるかわかりませんが。仮定の話です。

【区政情報課長】先ほど概要のところの文言の訂正につきましては、所管課のほうでも直すということですので、後ほど文言は直させたものでご承認をいただくなりをしていただければと思います。

それで、項目については、その項目が必要ということで、今、出されおります。それで、国籍のところ、何か先ほどの本人収集のほうがいいんじゃないかというお話については、これについては、あくまで本人のデータと統計データはマッチングしないというんですか、そういうもので、その方がどういう国籍ということと一緒にするのではなくて、それとは別に統計データとして国籍のデータを取りたいので、本人収集という形ではなく処理をしたいという所管の考え方ということです。その辺をご理解いただければというふうに考えております。

【会 長】これ、いずれにしても、結論に関しては、委員会へもう一回報告いただくという形なんですか、こう直しますというふうに。一応そういうことで、この委員会のメリットは、どのように直されたかということに関しての報告を受ける必要あるでしょう、この委員会としては、どうなんですか。

【区政情報課長】文言は今、修正して、目的のところですよ。そこは今、修正したものが出

せると思います。

【会 長】それはありがたい話ですけれども、もとの委員会のほうは大丈夫ですか。この委員会の。この表現をつくった委員会に対して。

【区政情報課長】ええ、この委員会で。

【企画政策課長】今のこの概要の文言の修正につきましては、直ちに差しかえさせていただいて、こちらにお持ちしたいと存じます。そういうことでご承認いただきたい……

【会 長】差しかえることって、もとのあなた方の審議会のほうは認めるんですか。

【企画政策課長】それは大丈夫です。

【会 長】そうですか。

【企画政策課長】こちらの区民討議会の目的、概要について、このペーパーですね、こちらの。これそのものが自治基本条例検討連絡会議で決定してお出ししているというものではないんです。検討連絡会議では、区民討議会をやりましょう、そのときに外国人も含めてください、それで18歳以上で永住者、特別永住者と、そういうことでやってくださいということが決まりましたので、それをやるに当たっては、外国人登録情報の目的外利用の手続が必要なので、この個人情報保護審議会にお諮りをしていると、こういう関係でございます。

【会 長】わかりました。

もう一つお伺いしたいんですが、外国人登録者とありますね。この場合、外国人の方々がこういうことにお答えする上で、非常に嬉しいというふうにおとらえになるのが、それとも、こういうことに答えることによって、自分が外国人であるということが判明してしまうことになるでしょう。ですから、必ずしも喜んで受けいれてくれないというケースがあるんじゃないか。その辺はどうなんですか。今まで外国人と知られてなかったのに、知られるということになってしまうわけですよ。よくあるケースですね、こういう問題というのは。

我々、外国人の研究というのは、いかにもいいように受けとめるんですけれども、外国人のほうからすれば、私は外国人であると知られたくないという人が多い。いるんですね。意見がよくあるんです。顔を見られるとまずいので、別の日にしてくれとかね。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保合介委員】会長おっしゃるのももっともなんですけど、最終的にそういう立場が、その人たちがはっきりするのは、あくまでもご本人が参加希望した人だけなんです。それ以外は表へ出るものではありません。だから、本人が希望したということは、当然自分が外国籍

の人間であるということを本人が意思表示することですから、その点は問題ないと。

【会 長】わからないわけですね、はい。

【企画政策課長】1,200名にご通知を差し上げて、それでご参加いただけるという方だけがその討議会に来られますので。

【会 長】わかりました。

【企画政策課長】はい、よくわかりました。ありがとうございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】いいですか。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

ちょっと続きです。今のやりとりを聞いても、あれしても、なぜ国籍が必要なのかというのがもう一つ私にはよくわからないんですけども、なぜ国籍がやっぱり必要なんですか。国別に例えば何人、偏らないようにしたいということだったら、またあれかもしれないけれども、なぜ国籍が必要なのか。

【会 長】はい、どうぞ。

【企画政策課長】1,200人を無作為抽出した内訳で、住民登録をしている、あと国籍がどこそこが何人、何人、何人でしたと。

【副会長】ちょっとすみません。今のことですけれども、この1,200人抽出するときに、外国人枠が幾らで云々とか、そういうことを決めて、抽出のときに、もう既に1,200を抽出するときに数を決め、枠を決めてやっているのか、あるいは抽出した後、出席者を5%、これは参加者全員なのか、ちょっとそこらもよくわからないんですけども、参加者の構成に外国人が必ず何か何名かいないと意味がないんだとか、何かそういう外国人について、何か特別のことをお考えがあるんでしょうか。

【企画政策課長】抽出は、母集団になる、くじの箱に入るのは、外国人とか分けません。それから、国籍別に、例えば中国の方から何人とかというようなことではないです。両方一緒にして、そこから無作為に選んでくる。その選んだ結果が1,200人ということです。

それで、その次に、その1,200人の方に区民討議会の内容だとか、こういう趣旨だとか、こういうことをはっきりとお示した上で、参加のご意思を確認します。これ、文書になると思いますけれども、それで、その中から参加しますという方が、これは新宿ではこういうやり方初めてなんですけど、ほかで取り組んだケースからすると、大体5%ぐらいが参

加意向を示すということなので、5%としてございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保合介委員】皆さんわからないと思うんですよね。外国人の中から住民登録者、この住民登録者というのは、外国人ではない、新宿の住民のことを言っているんでしょう。ごっちゃになってしまっているんです、皆さん。

あくまでも、だから1,200名の中に外国人、特別永住と永住資格を要するその人たちが日本人としての住民登録者1,200名の中に入っているんだよね。その5%と言っているんだけど、皆さん聞きようによったら、この1,200人が外国人だと思っているんですよ。そのところがわからない。あなたの説明が、一緒なんだということを書いてないんだ。

【企画政策課長】対象になるのは、くじというか、無作為抽出の対象になる母数は、外国人の中の永住者と特別永住者、それと日本人の住民登録、だから数で言うと、18歳以上ですから、大体二十二、三万とかそのくらいの数だと思います、日本の住民登録をしている。それから、外国人のほうが、恐らくですね、永住者と特別永住者が五、六千人くらいですから、それを合わせて26万5,000人の中から1,200人を選ぶんですという、そういうことなんです。

【久保合介委員】だから、外国人が5%か、1%か、3%かなんてわからないんですよ。決めてないんです。そういうことじゃないんですよ。外国人だけ特別に扱うんじゃない。

【会 長】どうぞ。

【小菅委員】小菅です。

当委員会としては、3ページの目的外利用を行う情報項目のうち、1から6までのうち、適当なのがどこかということを経ればいけないかと私は思うんですが、その中で、かわの委員のおっしゃっている6番目は必要ではないんじゃないかということを経3回聞いているんだけど、その答えが出てないので、戸惑っているんじゃないかと思うんですが。簡略にいきましょう。

【会 長】この委員会の後で、ちょっと後のほうに譲りまして、先にほかの議題を進めていきますから、その間やっていただけますか、文章を考えることでしたら。

【会 長】いいですか。

【区政情報課長】会長、文章のほうは、今訂正のほうを今、コピーをしておりますので、今すぐ出ます。国籍がなぜ必要かについては、もう一度担当のほうからお答えをいたします。

【企画政策課長】国籍は、1,200人の内訳の人数統計上必要なもので、まずそれが必要だという

こと、無作為ですから、1,200人が1,200人ともどういう国籍になっているか、全く外国人が含まれないことも結果としてはあるわけなんです。

【久保合介委員】理論的にあるはある。

【企画政策課長】あり得るんですね。だけれども、1,200人を選んだその内訳がこうでしたということが、これは区民討議会の、これはパブリックコメントと同じように、まとめられた意見というのは全部報告書としてまとめますので、そのときに表示する必要があるということが1つと、それからあと本人確認ということをしてというふうにするのと、先ほど会長がご示唆いただいたように、外国人であるとか外国人でないとかというあたりが直接本人にその確認をするということになるので、むしろ本人とは別個に、統計上1,200人の内訳がこうでしたという形での集計の仕方が必要だということで、国籍というのを入れさせていただいた次第です。

【会 長】はい、どうぞ。

【副会長】もともと自治基本条例というものは、日本の国籍を有する人、住民登録者だけの問題を扱うのか、あるいは住民登録関係なく、外国人の方にもこの自治基本条例というのが影響があるのかということをも、だから、要するに外国人の方もこの対象にしないと、意見聴取するについては、外国人の方も来てもらわないと意味がないよということがまずあるかなという、そこをちょっとご説明いただいて、何かそういう関係で、何か私にはイメージがちょっとできないけれども、国籍が何らかのね、この会議をやっていくときに、何らかの意味があるんじゃないかと。意味さえあればいいんで、その程度はともかくとして、何か国籍をチェックする、チェックというのは、やっぱり今みたいに外国人の方も参加してないのに、外国人の方に不利益な条項をつくるような問題が起こるとか、何かそういうことがあれば、外国人の方に聞かないと、意見を聞いたほうがいいということだろうし、何かそのあたりを説明していただいただけませんか。

【鍋島委員】それとちょっと関連なんですけれども、私たち、前、こういう調査も何回かやっているんですね。それでしたときに、ここのものもそうだと思うんですけれども、日本国籍の人と、それから、昔だったんで今はどうなっているかわかりませんが、外国登録の方とか永住者とかは台帳が別になっていたんですね。それで、一応国籍を問題にする総務省のものは、一応日本の国籍の人は何人、それから国籍と全体像の割合で何%、何%の割合で、外国のほうは何人出してくださいというものが来たんですね。だから、これ、本当に国籍ということの問題にするのであれば、やっぱり総務省の方法みたいに、外国人

が何%いるから、この何%の中から何人で、国籍、日本国の人から何人ということがやっぱりないと、バランスが崩れてしまうと思うんですね。だから、そういう台帳になっていたと思いますので、そのところはちょっと私、統計的にも、国籍を書いた以上は、やっぱり国籍の問題はきちっとしたほうがいいんじゃないかと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【企画政策課長】企画政策課長です。

まず、1点目のこの自治基本条例というのは、今、検討中のことで、その中で、区民の定義のようなところで、かなり議論が白熱しているような状態です。それで、1つ言えていることは、住民だけに絞るということでは必ずしもないというところでは一致しているんですが、当然、その中には外国人というのも念頭に入れた、そういう議論になってございます。したがって、この自治基本条例が外国人に無関係に決めるわけにはいかないという、そういう動機1つございます。そういうことで、外国人の方々のご意見も聞こうというのがまず1つの今回のこの動機です。

それから、あと抽出の仕方なんですが.....

【小菅委員】会長、途中で悪いんですが、当委員会として、どういうことを審議するかということに絞ったらいかがですか。事業内容まではこの委員会には付託されてないはずですよ。ですから、この3番目の目的外使用の情報項目が当委員会としての確かかどうかということ判断していただけないでしょうか。全部できよう10件あるんで、1件説明入れて12分しかないはずなんですが、もう40分もたってしまうんですね。もう少し上手に課長さん、提案していただけないでしょうかね。

要するに、この3ページの目的外利用の項目だけだと私は思うんですけれども、事業内容については当委員会は付託されていません。

【鍋島委員】だから、国籍の問題がクリアになれば、考えが出るわけですよ。だから、今、国籍のここを決めれば、個人情報として出すか出さないか、ここに関係しているんで、出ているわけ。

【会 長】できるだけ小菅委員のおっしゃったように、目的外利用に絞っていただいてご意見をいただければもちろん幸いです。ただ、それに関連して、どうしてもこういうことがあるんじゃないかというご意見もおありでしょうから、それも無視できないので、若干お尋ねをしていただいていたということはご理解いただきたいと思いますね。

大体状況はわかりましたから、目的外利用について、主に意見をいただくようにご努力く

ださい。

はい、どうぞ。

【森岡委員】私、新宿区はかなり外国人の数もかなりのウエートを占めているので、全体の調査の対象としては、これぐらいの人が関係しているという意味では、国籍があってもいいんじゃないかというふうに思います。

【会 長】はい。

【かわの委員】すみません、あえて言います。必要であれば、国籍は別にだめだと言っているわけじゃないの。なぜ国籍が必要なのかというのが、まだもう一つ私に理解できる説明をいただいてないんで、そこをちゃんとわかるように説明してほしいということなんです。国籍を出すことはおかしいと言っているんじゃないですよ、僕は。

なぜ国籍が必要なのか。例えば、国別によってどんな意見があるかということを知りたいから必要だということだったら、それはそれでいいですよ、それはそれで。しかし、そういう感じでもないし、なぜ国籍が必要なのか、あえて。

在留資格はわかりましたよ。永住者と特別永住者だけを対象にするから、永住資格は必要ですと、これはわかりました。なぜ国籍が必要なのかというのはもう一つわからないんで、ちょっとこだわっていますけれども、すみません。

【会 長】はい、どうぞ。

【企画政策課長】最終的に、この国籍がどうのというのは考えておりませんが、この区民討議会にご参加いただいた方、どういう方を対象にどういう抽出をして、結果としてどういう国籍別でいうとですね、参加したかというのは、1つの今後、この意見の内容を受けとめるときにぜひとも必要だということで、国籍ということを出させていただきました。

【副会長】いずれにしろ要るんだろうということは何となく、まあいいとして、これだけ意見が出ているんですから、扱いに気をつけていただいたらどうでしょうかね。

例えば、ちょっとよくわからないんですけれども、参加された場合は、外国人の意見として、どうやるのかわかりませんが、少なくとも外国人の意見が欲しいのであれば、外国人の意見として発言してもらうこともご了解いただきたい、何とかですね、外国人として扱わないといけないことだけ外国人として扱えばいいんで、そうでない、要するに住民としてですね、住民という概念には、外国人だろうと日本国籍だろうと関係ないわけですから、そこらを本当の住民として扱えばいい場合には、もうそこは問題にしないで、外国人としての意見を聞きたいときは、外国人の意見として聞くんだろうと思いますけれども、

そこらをよく、これ、どういうテーマを扱われるかわからないので、具体的には言えませんが、これだけ意見が出ているんですから、外国人の方が出やすいというかな、形にしておやりになったほうが、そのためにこの国籍をお使いになるというのは、どこの国というのか、外国人と表現されるのか、そこらもお考えいただくところだと思いますけれども、なるべく抵抗のないようにおやりになったらどうでしょうか。すみません、その程度。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保合介委員】小菅さんが言われるの、もっともなんですけれども、しかし、この2ページにしても、自分がかかわった審議会の文書として確立するんです。そこに自分から見て完全に間違いだというものを僕は認めるわけにいかないから、時間かかっててもやむを得ん。時間かけるのは向こうが悪いんだと僕は思っていますけれども、最後にもう一度だけ言わせていただきますけれども、やっぱりあいまい過ぎるね、皆さん。

直された文章を読むと、ますますおかしくなる。「サイレントマジョリティーを含む」、サイレントマジョリティーってどういうことかちっとも認識してない。ある問題について、僕はサイレントマジョリティーになるんですよ。1人の人間がサイレントマジョリティーであることもあるし、そうでないこともある。サイレントマジョリティーという部分が独立して確定しているわけじゃない。この文章を読むと、サイレントマジョリティーというのが新宿区30何万の間に5万いるとか、10万いるというふうになってしまう。

だから、もう少し認識して、もうこれ以上ごちゃごちゃ言ったらかわいそうだから言わないけれども、サイレントマジョリティーというのは、こういう認識で取り扱っては絶対にいけないんだということだけ申し上げて、どうしても、ドイツで始まった市民討論会というのが、サイレントマジョリティーと呼ばれている声をなかなか出さない人たちの意見を何とか聴取したいというやる方法だと、ドイツから生まれてきたわけで、みんなこういうことをやり出した、まだ新しいんだけど、でも、やっぱり自分たちはっきりわけのわからない言葉を使って区民に出してはいけませんよ。

だから、さっきよりはいいけれども、もう少し考えてくださいよ。間違っただけを出してもらいたくない。それだけだ。小菅さん、悪いけれども。これで僕はいいです、意見だけ言わせてもらったから。

【会 長】大変重要な議題ですから、時間をいただいて、議論をいただきました。

我々の委員会としては、この諮問は認めると、一応。しかしながら、幾つかの問題提起が

ありましたので、問題に対する配慮は、課長さん、あなたにお任せしますから、ということでもいいんじゃないですか。課長にお任せすると。というのは、こうやっているいろいろな意見を生で聞いていただいたでしょう。各委員のご意見を今、生で聞いていただいたわけですから、後でこういうことをやらなければならないとかいうの、おわかりになると思うんですね。ですから、そういう対応は課長さんにお任せしますということでもいいんじゃないですか。

【企画政策課長】本日いただきましたご指摘等をきちんと踏まえまして、しっかりに対応してまいります。

【会長】ということで、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、そうさせていただきます。

では、どうもご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

では、資料67にまいります。「次期全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）の導入に伴う電算開発及び外部結合について」でございます。

では、どうぞ、担当課長さんからご説明いただきます。

【消費者行政担当副参事】消費者行政担当副参事の村上です。

それでは、お手元の資料67に基づきまして、概要の説明をさせていただきます。

このたび消費者庁の設置に伴いまして、現在も既にこのP I O - N E Tですね、情報システムのほうを導入、稼働させていただいているところでございますけれども、今回、その消費者庁の設置にあわせてリニューアルをするということでございます。そのリニューアルに当たりまして、今回、電算開発、それと改めて外部結合という形になりますので、再度お諮りをするという案件でございます。

おめくりをいただきまして、事業の概要は、こちら記載のとおりでございますが、昨年度3,596件の相談を我々お受けしてありまして、これは現在は月1回から2回のバッチで国に電送させていただいております。このたびの開発によりまして、それをほぼオンラインで出入りバッチ、前日の情報を翌日にはお送りできるように迅速な一元化をして、情報共有することによって、拡大する被害を食い止めようと、こういう目的のために構築するシステムでございます。

もう一枚おめくりをいただきまして、電算開発の部分でございます。今回のP I O、ニューP I Oですけれども、項目につきましては、本日資料をおつけしていただきまして、次期

PIO - NET入力項目一覧というのをおつけしてございます。こちらが3枚ございまして、すべて情報が項目立てになっておりますが、4枚ですか、失礼しました。メモ欄まで入れて198項目ございます。この中で、一番左側に がついてございます部分がニューPIO、新規、新たに設定された項目でございます。真ん中の表示が暗号化項目ということでございまして、これは個人情報の対象項目になってございます。右側に非電送項目という項目立てがございまして、これは自治体が各自治体の判断によりまして個人情報を国にお送りする、それともお送りしないという判断ができるように実はこのシステムなっております、新宿区は送らないという方針をとっております。したがって、こちらの一覧表の中で、暗号化の項目イコール個人情報になりますが、私どものところは非電送項目ということで、お送りをしない項目ということでマーキングをさせていただいております。

お戻りいただきまして、資料の3ページ目でございます。電算の開発。記録項目は、今、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

記録するコンピューターは、国から配備されるパーソナルコンピューター、これは2月の下旬ごろに仮設置というふうな段取りになってございます。

開発、変更の目的でございますが、このたび新システムを国が一括で入れかえるということがありまして、このシステムを導入させていただくものでございます。

1枚おめくりをいただけますでしょうか。

あわせて、外部結合でございます。このシステムは、何よりも先ほどご説明しましたとおり、全国のネットワークの中で被害情報を迅速に把握し、被害を食い止めるということが大きな目的になってございまして、全国的なネットワークをこのシステムによって構築をさせていただくと。いわゆる国民生活センターのほうのサーバーに被害の情報を日々お送りをするというようなことがメインの目的になってございます。

記録項目は、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

結合の相手は、このシステムの運用所管が独立行政法人国民生活センター、結合する理由は記載のとおりでございます。

形態は、専用回線を現在も使用してございますが、これを使って、引き続きやりとりをさせていただきます。

結合の開始時期と運用の開始でございますが、22年の3月の下旬を予定してございます。年度内には稼働したいというのが国のほうの説明になってございます。

情報保護対策といたしましては、1番から7番までが私どものほうで行うセキュリティー

でございます。暗号化であるとかファイアウォール、そういった対応をきちっととりまして、セキュリティを守っていきたい、遵守したいというふうに考えてございます。

なお、データセンターのほうで行う措置としましては、ユーザーID、パスワードによる利用者チェック、ファイアウォールによる外部侵入の阻止、こういったことをきちっと対応させていただいた上で結合させていただきたいというものでございます。

非常に雑駁ではございますが、私からの説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご意見ございましたら、どうぞ、発言をお願いします。

はい、どうぞ。

【川村委員】川村です。

基本的なところから、ちょっとわからないところもあるのでお伺いしたいんですけども、この情報保護対策のところ、データセンターで行う措置というところが出てはいるんですが、これは、この国民生活センターが中央で持っているサーバーとの関係のデータセンターということなんですか。それとも、何か具体的には、ごめんなさい、どこなんですか。

【消費者行政担当副参事】このデータセンターは、国民生活センターのサーバー管理しているデータセンターでございます。

【会長】はい、どうぞ。

【川村委員】わかりました。

それで、そうすると、ここで書かれているところで言いますと、情報保護対策の中で、4番でシステムを操作する職員というのは、これは実際相談業務に当たられている非常勤の方ということなのか、それとも、そのほかに職員の方が何らか当たるような、こういう内容を送る方がいらっしゃるのかということが1つと、あと6番の個人情報を暗号化することですが、これは入力と同時にシステムの暗号がかかるような形になっているのかどうかということですね、そこら辺を確認したいと思います。

【会長】はい。

【消費者行政担当副参事】消費者行政担当副参事です。

システムの運用の職員の件でございますが、これは専門相談員と電送を担当する区の常勤職員両方でございます。

それから、情報については、共有端末に記録する情報は個人情報で、格納した段階でこういう措置が講じられるというふうに説明を受けております。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、説明を受けるということは、新たな専用のパソコンというのを国が配置する、そのパソコンがそういうもう、ソフト上にそういうものがもう装備されているということの理解でよろしいわけですね。はい。わかりました。

以上です。

【会 長】いいですか。ありがとうございました。

どうぞ。

【赤羽委員】赤羽です。

これは、パソコンというのは、例えば国から無償貸与、何台なんですか。

【会 長】はい。

【消費者行政担当副参事】消費者行政担当です。

私どものセンターは6台ちょうだいする予定です。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】例えば、今までだと、消費者生活センターにご相談に行くと、対面しながら、いろいろメモをとっていたという状況ですけれども、例えば今回6台というと、それぞれ相談員に1人1台という形で配備されて、現実にヒアリングというのかしら、被害者の方等々のヒアリングはもうすぐに、紙なんかにかかないで、パソコン入力するようなイメージなんですか。どうなんでしょうか。

【会 長】はい。

【消費者行政担当副参事】消費者行政担当です。

現実的にはメモをさせていただいて、それから整理をして、入力するという作業に変わりはございません。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】そうすると、やっぱり今までの、ここにも保護対策の中で、やはり職員の方の研修をやっぱりある程度入念にやっていただく、これ、もちろん副参事からもお話がありましたけれども、情報がだからかえって倍増するというか、実質的には。危険の危険度がばらまかれるみたいな、拡散する部分もあるので、その辺もきちっとお願いしたいなと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【消費者行政担当副参事】ご指摘いただきました点につきましては、十分留意をして運用させ

ていただきたいと思います。

【会 長】はい。

【鍋島委員】これは、私も相談員だったんですけども、今までは東京都に送って、東京都から国民生活センターに送っていたんですね。だから、そこで漏れるのが防げるんですね、逆に。直ですから。それから、このシステムが昭和53年から国民生活さんがやっています、それで私たちも随分心配していたんですけども、一度も漏れた事故がないんです、さすがに。それで、私たちこれやったら首になりますから、必死でもうそれは守っておりますので、相談員はもうちゃんと誓約書やなんか全部あれして、それ、あなた首になりますよと言われて育っていますので、それ以外の方が触らなければ、今までどおり、53年ですかね、事故はないんじゃないかなという気はあります。でも、厳しくはしたほうがいいと思います。

【会 長】ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

【会 長】では、この項目に対しては承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

【消費者行政担当副参事】ありがとうございました。

【会 長】はい、どうもありがとうございました。

それでは、資料68にまいります。「地球温暖化対策事業参加者の募集用入力フォームの開発について」でございます。

担当課長さんからご説明いただきます。どうぞ。

【環境対策課長】環境対策課長です。

では、私のほうから地球温暖化対策の参加者募集の入力フォームの開発についてご説明いたします。

事業の概要の事業内容の部分をごらんいただきたいと思います。

区が現在、実施しておりますが、そこに3つ事業が掲げてありますが、地球温暖化対策事業の参加者を区のホームページ上から入力するという入力ホームで募集することをしたいということで、これまでファクスや郵送で提出されていた、このファクス、郵送は今後も続けますが、ファクスや郵送で提出されていた各事業の参加申請書をホームページ上で入力することによって、申請者の利便性の向上を図り、一層の参加者の増加を目指したいと

いうものでございます。

事業といたしましては、新宿ライトダウンキャンペーンでございます。これは、夏至の日6月21日と七夕の日、7月7日の8時から10時、夜ですが、8時から10時までの2時間の間に照明、ネオン等の消灯を呼びかけるものです。参加者は個人でも事業者でもいいということで、これで我々は電気の削減をベースにして、CO₂の削減がどのくらいあったかを簡易算定いたしまして、公表しております。

また、新宿打ち水大作戦ということで、これも7月から9月までの間に区内のいろいろな団体、個人等々に打ち水を呼びかけまして、ヒートアイランド現象を緩和して、エアコン等を使わないようなものにしていきたいということで、この参加募集もこのフォーマットを通じて行いたいというものです。

3つ目のストップ温暖化新宿大作戦、いわゆる新宿エコ隊でございますが、これは区内のさまざまな省エネ活動、家の中で電気を小まめに切るとか、さまざまそういうチェックシートがあるんですが、それを提出していただいて、新宿のエコ隊、新宿のエコ隊長は区長でございますが、エコ隊として登録していただいて、区内のCO₂削減に寄与していただくと。今後は区外で植林等するというようなことも考えておりますが、そういうものをしていくために、新宿エコ隊を大きく募集していきたいということで、これもフォーマットを通じて募集したいと考えているものです。

2の処理概要でございますが、下記の項目を募集用入力フォームによって受信するというので、これにはいろいろ項目がありますが、全部入力しなくても、入力できる範囲で入力してもらって送ってもらえばいいというスタンスであります。

新宿ライトダウンキャンペーンの場合は、個人・家庭の場合は、氏名、住所、電話番号、ニックネーム、消灯日、消灯時間、照明の本数、照明のワット数、事業者・団体もほぼ準じておりますが、事業者名とその会社の担当者名、電話番号、ホームページURL等々でございませう。

新宿打ち水大作戦は、個人・家庭の場合は、氏名、住所、電話番号、実施日、ニックネーム、事業者の場合は、事業者名、担当者名、電話番号、ホームページURL、実施日ですね。

ストップ温暖化新宿大作戦の場合は、個人の場合は氏名、住所、電話番号、ニックネーム、CO₂削減チェックシート、エコ宣言、事業者・団体の場合も、ほぼ準じたものを入力してもらって送ってもらいます。

ちなみに、21年度の実績でございますが、新宿ライトダウンキャンペーンは1,154件ほどございました。

新宿打ち水大作戦は、団体で40件ほど、これ、人数換算が非常に難しいんですが、我々としては、この団体でこの程度の人数ということで、約9,500人というふうに推計しております。

ストップ温暖化新宿大作戦、これはどんどん人数をふやしていくもので、現在、600人ほどになっております。我々としてはもっとふやしたいというふうに考えております。

次のページ、3ページでございます。

地球温暖化対策事業参加者の募集用入力フォームの開発について、個人情報保護条例の中で、これを電算化するというところで、この審議会への諮問が必要になってくるということでございますが、担当課は環境対策課でございますが、登録業務の名称は、先ほど申し上げました新宿ライトダウンキャンペーン登録業務、新宿打ち水大作戦登録業務、ストップ温暖化新宿大作戦登録業務でございます。

記録される情報項目でございますが、個人の範囲は、この事業ですね、地球温暖化対策事業に協力する区民もしくは区内の事業者、事業者の担当者名まで入れていただくということです。

2の記録項目ですが、区民の場合は、氏名、住所、以下、先ほども説明したようなことでございます。事業者の場合は、事業者名、以下記載のとおりでございます。

記録するコンピューターは、ホストコンピューターで、情報政策課のコンピューターでございます。

この開発の理由は、何回か申し上げておりますが、この事業の参加者を募集し、より申請者の利便性を図ったものでございます。

この開発の内容でございますが、新宿区の公式ホームページ、地球温暖化対策事業のページに募集用の入力フォームを作成します。各事業参加者から送信された個人情報は環境対策課のIT担当アドレスに送信されます。送信データをもとに参加状況や参加者名、個人はニックネーム、事業者は事業名を取りまとめ、各事業のホームページにおいて公表するものです。

開発の時期等は、ことしの4月ごろを予定しております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問してください。

はい、どうぞ。

【久保合介委員】新規開発・追加・変更の理由というのが真ん中にあるんですが、この3つの事業のうち、エコ隊員のほうは募集する、わかりますね。ただ、ライトダウンと打ち水大作戦については、コンピューターを使おうが何だろうが、人数を把握するって非常に難しいと思うんだけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

【環境対策課長】我々としては、新宿区内でどれだけのライトダウンをやっていただいたか、打ち水をやっていただいたか、これをできるだけ把握して、それでどれだけの成果が上がったかということ进行调查たいんですが、確かに委員ご指摘のように、実際に把握するというのは非常に難しいんです。ですから、今までもファクスで申請書を書いていただいて、送っていただいて、それを一覧表にしまして、どのくらいやったというのをチェックしてやっていたんですね。今度は、それをより参加を広げる、特に事業者はファクスよりもホームページから入力したほうが良いということなので、そういうやり方も含めて把握したいというふうに考えているので、実際の把握、名前をちゃんと書いてもらった人は一覧表で把握できます。

ただ、打ち水大作戦みたいなものは、例えば町会単位で参加していただけるんですが、町会の中で、では何人が参加したかという非常に難しいので、この辺は概算で推計させていただきます。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保合介委員】本当難しいだろうとは思いますが。奥さんと旦那がやったとか、子どもが入ったとか、3人になったり、1人になったり、それは難しいことだけでも、ご苦労さんですが、一番聞きたかったのは、最初にある個人の範囲という、事業に協力する区民と書いてあるんだけど、これは新基本構想で定義された区民と考えていいですね。住み、働き、学び、活動する人々、新宿区内で。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】環境対策課長です。

これ、区内の参加状況を我々は把握したいというふうに考えています。ですから、区内で事業をやっている方は、その事業所が例えば電気を消してくれれば、それは把握できるんですが、その人が例えば自分の住んでいる新宿区外に行ってやったのでは意味がないので、区内で活動する区民という定義で押さえております。つまり、それを、ライトダウンをや

ったり打ち水をやる場所が区内であるということを前提にした参加者というふうにとらえております。

【久保合介委員】会長、悪いですね、時間ないのにね。だけれども、やっぱりこれからの行政、新宿行政大変だと思う。新基本構想を作って、自治検の今の基本条例の中でも最大の問題なんだけれども、区民をどういうふうに把握するのか。基本構想で決めた区民をそれぞれの所管がそういうふうに定義づけたものでやっていくのが本当は普通なんだけれども、その都度、これは住民なのか、区民なのかと。そのときに、区民というのは、ここではっきり区民というのは何なのかといったら、実際には住民票を持っていなくたって区民と認定するんでしょう。それだけはっきりさせてください。

【会 長】はい。

【環境対策課長】住民票を持ってなくても、区内で活動される方は区民というふうに認定したいと思います。

【久保合介委員】はい、結構です。

【鍋島委員】前、これ、うちの団体でも随分団体で協力したんですけれども、今度、ファクスや郵送で提出していたのをホームページで入力するというと、うちの団体、できない人も随分といるんですけれども、それで、2ページには、記録のところ、Eメールアドレスとかメールアドレスが書いてないんですけれども、処理概要に。それで、突如3ページには出てくるんですけれども、その辺のところを教えてください。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】環境対策課長です。

1つ、ファクスとか郵送は今後も続けます。ですから、ホームページから入力するようになっても、ファクスと郵送による参加ということは問題はありません。

【鍋島委員】このEメールは.....

【環境対策課長】Eメールの場合、それは今まではホームページ上のがなかったので、Eメール等.....

【鍋島委員】処理概要のところに漏れたのかしら。

【環境対策課長】Eメールアドレスに関しましては、これまでの申請書にもありましたので、ちょっと概要のほうに抜けたというふうに考えていただければいいと思います。はい、すみません。

【会 長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】すみません、お聞きしたいんですけども、新規開発・追加・変更の内容の3番目、参加状況や参加者名を取りまとめ、各事業のページにおいて公表する。個人はニックネームとございますよね。収集においては、氏名とニックネーム、できる範囲で入力ということになっておりますが、これ、氏名もしくはニックネームなんですか。氏名は絶対入力させるんですか。その辺がちょっとわからないんですが。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】これ、できる範囲で入力していただくということで、我々としては、氏名、住所は書いていただいて、区内で確実にそういう参加をしていただいているということ把握したいと思っておりますが、もしそういうところが抜けてきたとしても、一応受け付けるというスタンスであります。

ニックネームに関しては、ホームページ上で参加した人を公表してアピールするんですね。そのときに個人名を出してしまうと困る方がいらっしゃるので、ニックネームをいただいているということでございます。

ですから、必ずしも書いてなくても我々としては受け付けるんですが、ただ、例えば全然何も、住所とか名前も全部書いてないとすると、非常に信憑性が薄くなってしまいますので、それはちょっとカウントできないというふうになってしまいます。

新宿エコ隊の場合には、これはエコ隊通信というのを後で発信したり、エコ隊員証を出したり、今後、植林等々への参加等も図っていくということで、これは参加に氏名、住所は必要というふうに考えております。ちょっと事業によって若干要件が違うところがございます。

【会 長】ちょっと、赤羽委員……

【鍋島委員】関連ですけども、そうすると、これは私もよくホームページから入れるんですけども、必要項目を入れないと、次に行って送信できないんですよ。そうすると、この全部が必要項目になるわけではないんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】それは、全部入れないと送信できないということではありません。入れられる範囲で入れてもらえば送信できるようなものにします。

【会 長】赤羽委員、お待たせしました。すみません。

【赤羽委員】こうした電算開発、つくっていくということで、この諮問がかかっていると思うんですけども、例えばね、今まで過去に、例えばライトダウンキャンペーンなんか過去2

回やりましたよね。そうした過去のデータというのは、例えば今回、この諮問が通って、資料として例えば電算化されるんですか。それとも、これは、いわゆる今、この委員会にかかったこれから以降の話で、どうなんでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】環境対策課長。

過去のデータは、ファクスないしは郵送でいただいております。それは、簡単に言えばエクセルデータで集計されております。それは、別に本人が同意の上で出していただいているもので、この審議会にかけるとかそういうことではなくて、今回はフォーマットの募集入力フォームの開発、そういうものを開発してやるということで、この審議会に諮問しているというもので……

【環境対策課長】過去集計したデータは利用します。もともとがエクセルで集計していますので、普通のパソコンの中に入れてあります。一体化ではないです。

【会 長】私、かつて逗子の自治基本条例をつくるのにかかわったことがあるんですが、そのとき、起草委員を公募したんですね。7名の起草委員を。そうしたら、7名のうち夫婦2人と、その夫婦のお子さん3名、3名で委員になりたいと来まして、7名だけしか希望者がいなかったんです。7名のうち3名は夫婦と子どもでして、それで、そういう夫婦と子どもの場合はどちらか外すなんていう規約つくってなかったんですよ。ですから、結局、3名とも委員になってもらったという経過がありました。

こういう場合、区内の事業者が委員として協力するとありますけれども、そういうふうな、ございませんですか。

はい、どうぞ。

【環境対策課長】いわゆる夫婦等で2人申請するとかいうことではなくて、家庭は1世帯として申請していただくという形をとっております。

【会 長】ああ、1世帯ですね。ああ、なるほどね。

【環境対策課長】たまたまお2人が申請してしまったというような場合は、我々がデータを整理するときに調整、お願いして、1つにまとめるとか、そういう作業もできる範囲の中でやっております。

【会 長】わかりました。

ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ、林委員。

【林委員】確認したいんですけれども、この事業の課長のところに説明されているこの事業に限ってのあれなのかどうか、先ほど久保委員からもご質問あったんですけれども、定義が難しくなるねというその区民のあれで先ほど言われたのは、すべての区内で活動、活躍する人すべてをと、こう言われたんですけれども、そうすると、ちょっとほかの整合性からいくと、この数字だけが分母が、母集団がふえてしまう可能性あるんですけれども、公表されるような、結果でいろいろに公表されると思うんですけれども、要するに、普通ははっきり分けているのは、住む人、働く人、学ぶ人、遊ぶ人っていっぱい新宿区にはいると思うんですけれども、33万人というような形で公表ありますよね。それが、例えば極端なことを言うと50万人ぐらいになってしまうようなあれがあるんですけれども、私が教えてもらいたいのは、区民というのは、活躍する人は全部言うんですか。今言ったような学ぶ学生も、要するに周りの近県からここへ見える方もほとんどおられますよね。そういう方もここに申請してあれすれば、全部区民と見る、区民の声として公表されるんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】我々のこの目的というのは、区内のCO₂をいかに減らしていくか、省エネを図っていくかということにありますので、区内で住んでいる人、家庭で使っている電気等、そういうものを削減していこう、また区内で事業を営んでいる人、その会社でいろいろな電気等使っておりますね。そういうものをできるだけ少なくしていく。そういうものをできるだけ省エネ化していこう、電気を少なく使っていただくということで、この事業をっておりますので。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】それはもちろん趣旨はわかるんですけれども、根底になる区民とはということ、先ほど言われたのは区で活躍する人すべてをとということだったんですけれども、昼間、例えば新宿区は60万から100万人いたとしますよね。夜になると、中央区の例じゃないですけども、ぐっと減って、例えば30万人になってしまうだとか、そうすると、そこの基本的なあれでもって分けなくて、一緒くたにあれなんですか。それとも、要する新宿区全体としてこれだけの削減効果が、エコ効果がありましたというようなことだから、だからどうしてもその定義上、区民というのは、新宿区に日中活動されるという形にとらまえていくんですかね。そういうことですか。

【環境対策課長】これの趣旨というのは、新宿区で活動して、新宿区で電気等を使って、結果的にCO₂が発生するということにとらえたいということなので、新宿区で活動する、住む

人、働く人、場合によれば遊ぶ人等も、区で活動する……

【林委員】区に関係する人。

【環境対策課長】そうですね。ただ、どうしても登録していただくとなると、やはり住所とか事業所の位置がはっきりしていないと、我々もとらえられないので、実際に登録できる人というのは、やはり事業所があるとか、つまり事業所で、そこで働いているとか、住まいがあるとか、そういう形でないと、把握ができないという意味では、そういう事業所で働いているとか、住所があるということに……

【会 長】はい。

【林委員】そうすると、いずれにしろ、瞬間的には区民がふえるわけですね。わかりました。

【会 長】はい、どうぞ。

【副会長】入力まではいいんですけども、何に利用するのですか。例えば、この名前を公表して、こういう事業所がありますよ、個人こうやって、統計的に何箇所とかというのはオーケーとして、数字的な概数とかそういうのはいいんですけども、この集めた個人情報が区内で処理されるだけじゃなくて、またさらにどこかで公表されるということは想定されているんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】これ、ちょっと事業によっても若干違うんですが、例えばライトダウンキャンペーンは、その日に電気を消してくれる方の名前とか住所等をいただくということで、我々はそれをベースにして、その日にどれだけ電気が削減できたか、結局それがCO₂換算するんですが、何トンのCO₂が削減できたかという簡易算定を、我々はそれをする、そういうために個人情報というかそういうもの、根拠が区内の住民が、区内で活動している人がやっているということのために必要です。

それと、後で参加した人を公表します。事業者の場合は、これに参加することによって、事業者としてそういう活動に参加しているというCSRみたいなアピール効果ですね、そういうものがある。

ただ、個人の場合は、個人の場合も参加を我々としてはこれだけの人が参加しているよというのをアピールしたいので、公表したいんですが、個人名を直接出してしまうという問題があるので、その場合にはニックネームで参加アピールをしているということです。

それは打ち水大作戦もほぼ同じなんですが、ストップ温暖化新宿大作戦の場合は、今後、区内のCO₂削減に加えて、区外で例えば今、伊那市とカーボンオフセット事業とって、

伊那市の森林を整備しているんですね、間伐をやったりしています。今度は植林をしていただく。植林に参加していただくに当たって、呼びかけるのを新宿エコ隊の方に呼びかけようというふうに考えておりますので、そういう意味でも、住所等いただいて、それで今度植林がありますので、参加しませんかと。区外で植林をして、CO₂吸収アップを図りませんかというようなことを考えておりますので、そういう活用もしたいというふうに考えております。

【会 長】ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【林委員】それに関連しますけれども、先ほどの久保委員からのとおりの本当に難しい問題が皆さんあるんだろうと思うんですけれども、瞬間的にこの事業のために純然たる区民って何なんだという話で、区民どんどんふえていくと思うんですよ。現在、30数万人の人が、極端なことを言えば、50万、100万ぐらいにですね、ある事業のときは100万、ある事業のときは50万で、それが新宿区の区民の声で公表されて、何か分ける方法というのはないんでしょうかね。

【会 長】はい、どうぞ。

【環境対策課長】区民の声というより、それで活動していただいて、それでどれだけCO₂を削減したかという形で公表いたしますので、区民の声というか、区内でどれだけCO₂の削減活動、省エネ活動をしてもらったかという実績として公表する、そういうことでございます。

【林委員】区民に余りとられないほうがいいんですね。

【環境対策課長】そうですね。ここで活動、新宿って非常に事業活動とかが多いですので、非常にCO₂等も出ますので、そういうものをみんなで削減していこうという趣旨で。

【会 長】はい。

【林委員】ここに区民って、まず我々区民なもんですから、我々区民の家庭、一応ここに住んでいる区民が余り関心がなくて、むしろ事業者とか学校とか、ほとんど都外から例えば通学通勤している人も多いと思うんですね。そういう人たちのほうが一生懸命やって、では我々区民の成果というのはどこにというような、何となくちょっと釈然としなかったんで、よくわかりました。

【会 長】その際、参考にしていただきたいのは、我々住民、情報公開条例の中での区民というのは何かというのは定義したでしょう。住所を有する者とかね、利害関係を有する者と

か、それから学校に通学している者とかいったように分けたですね。それとの関連性をある程度持たせていただければと思います。

【環境対策課長】その辺は、確かに区民の考え方、非常にそういう意味だと難しくなってしまうんですが、我々としては、区内の事業活動のときに、できる限り省エネ活動に励んで、CO₂削減をしていこうということなので、そういう意味では、我々としては、ある程度区民を広くとらえたんですが、現実のところとすると、区内でCO₂がどれだけ削減できたか、電気がどれだけ削減できたかというのを算定する場合には、やはりある程度一定のはっきりしたものがないと、ちょっと算定の基礎がわかりませんので、事業所とか住所とか、そういうものをいただくということでやっております。

【会 長】課長さん、4時までにはもうあと時間が余りないですね。このまま続けていくか、それとも区長さんの時間にあわせて中断してやりますか。

【区政情報課長】いえ、実はちょっときょう、急な区長は所用ができて、副区長が参りますので、かわりにちょっとあいさつをさせていただきます。これが終わり次第ということで。

【会 長】終わり次第ですか。

【区政情報課長】はい。お願いいたします。

【会 長】終わり次第、では副区長さんのごあいさつだそうですけれども、わかりました。

「地球温暖化対策事業参加者の募集用入力フォームの開発について」でございますけれども、これは諮問事項でございます。承認するかどうかということで、承認するということがよろしいですか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

【会 長】ありがとうございました。

では、資料69にまいります。どうも課長さん、ご苦労さまでした。どうも。

資料69「災害共済給付に係る外部結合について」でございます。

どうぞ、担当課長さん、よろしく申し上げます。

【学校運営課長】学校運営課長でございます。それでは件名、災害共済給付に係る外部結合につきまして、これは学校部分のところでございますが、ご説明をさせていただきます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。事業の概要でございます。

事業名は災害共済給付、目的といたしましては、この災害共済給付の申請事務の効率化でございます。

対象者は、幼稚園、子ども園、小・中学校及び特別支援学校に在籍する児童等 1 万 2,000 人でございます。

事業内容でございますが、災害共済給付制度、これにつきましては、学校の管理下において児童・生徒にけがなどが生じた場合に、それに伴う医療費等を保護者に給付する公的な制度であり、現在、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営を行っているものでございます。平成 20 年度現在での全国での加入状況でございますが、小学生のうち 99.9%、中学生は 99.8%、幼稚園児で 81.3%がこの制度に加入しているものでございます。

この災害共済給付につきましては、センターへの申請は従来、書面、紙によって行っていたものでございます。これに関しては、給付事務の効率化、あるいは送金事務の迅速化等を目的に、日本スポーツセンターのほうで平成 17 年度から電子による申請システムを導入しております。このシステムの導入状況でございますが、平成 20 年度現在、全国では 78.7%、都内におきましては 37.8%と、全国と比較すると低い状況でございますが、特別区につきましては、平成 22 年 1 月、ことし 1 月の時点で 10 区が導入をしているものでございます。この 4 月に新たに 1 区導入をする予定ということで伺っております。

本区の申請システム導入につきましては、センターから再三、早期導入の要望を受けておりましたが、書面による申請でこれまで行ってきたものでございます。しかしながら、紙による申請は、その件数の減少に伴いまして、送金時期が遅くなるなどの状況が発生しております。このたび各学校におきましてイントラネットシステムを導入することから、各学校における本件の実務担当者である養護教諭に対してもパソコンが貸与され、申請システムによる処理が容易な状況となったために、導入を行うというものでございます。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。

結合される情報項目でございますが、被災した児童・生徒の氏名、及び振り仮名以下学年等、こちらに記載のある項目につきましては、これまで紙による災害報告書、この中に記載をされている項目でございます。

結合の相手方は、独立行政法人日本スポーツ振興センター。

結合する理由でございます。2 点でございます。

1 点目は、保護者への給付金支払いの迅速化でございます。これにつきましては、恐れ入ります、4 ページ目をごらんいただきたいと思います。

4 ページ目に現行の事務処理の流れがございます。5 ページ目がこの申請システムを導入した後の事務の処理の流れとなるものでございますが、現行の事務処理の流れといたしま

しては、その月に発生した災害の状況につきましては、この中央部分、設置者、これは学校運営課が担当しているものでございますが、翌月の5日までに私どものほうに各学校から報告がございませう。そのいただきました報告をもとに、その月の、つまり災害が発生した翌月の10日までに日本スポーツ振興センターのほうに各学校別の内訳書等をつくりまして、送付をしているものでございます。これに基づいて、日本スポーツ振興センターにおいては事務処理を行いまして、翌々月の上旬に私どもの指定する口座へ入金されるという流れでございませう。その入金に基づきまして、私どもが各学校指定の口座へ振り込みをするというのが従来のやり方です。

これが新システム、申請システムを導入後はどのように変わるかと申し上げますと、それぞれの学校で災害が発生した場合に、その内容につきましては、直接日本スポーツ振興センターのホームページ上から入力をしていただくというものでございませう。なお、各学校は、医療費等の状況、これは従来出していだいておりました、各医師が内容等、点数等を記入するものでございませうが、これにつきましては、災害発生翌月の5日まで、従来と変わりませんが、同じように私ども学校運営課のほうに提出をいただくものでございませう。私どもは、各学校からいただきました医療費等の状況、それから既に各学校が入力している内容、この申請状況の確認を行いまして、内訳書を機械的に打ち出すものでございませう。それを日本スポーツセンターに送付を10日までに行う、これはこれまでと変わりませう。そうしますと、日本スポーツ振興センターにおきましては、このイントラを使ったホームページからの処理に関しまして、翌月の上旬、先ほど紙によるものと翌々月の上旬ということで、ここで1カ月間の支払いが早くなるということでございませう。それによって、その後は、私ども入金を確認した上で、各学校指定の口座へ振り込みを行うというものでございませう。

3ページにお戻りいただきたいと思ひます。

結合する理由の1点目は、以上のように、区からの申請後、センターから送金を受けるまでの期間が約1カ月間短縮されるというものでございませう。

2点目は、事務処理の効率化ということで、これまで紙による入力を行っておりますと、私どものほうに学校から上げられる災害報告書の中身で、記入が漏れているもの、あるいは単純に書かれている内容が間違っているものなどがございましたが、今後は直接入力を行うということで、内容に不備がありますと次に進まず、その内容の指摘をいただけるといったことから、そういったことの防止につながるというものでございませう。

結合の形態といたしましては、インターネット回線を介してのセンターのホームページにアクセスするやり方でございます。なお、送信内容については暗号化をし、セキュリティーを図るというものでございます。

結合の開始時期でございますが、平成22年度災害発生分、つまり4月の部分についての申請を5月からスタートするというものでございます。

情報保護の対策は、大きく分けて2つございます。まずは、送信する側、区側の対応ですが、それにつきましては1番から3番、インターネットによる情報を送受信する際には、その内容を暗号化している。これはすべて先ほどの結合の形態と同じでございます。

それと、2番目は、区側の入力をする職員、主に養護教諭が担うわけでございますが、まず各学校に与えられましたパソコンを立ち上げるのに、自身のID、それからパスワード、これによって本人確認をして、まずパソコンを立ち上げる。その上で、センターのホームページからアクセスをする際に、各学校別にまたIDとパスワードが与えられております。これは私どもを介してまず1回目のものを各学校にお知らせするわけでございますが、それによって申請を行うというものでございます。なお、このパスワードに関しましては、定期的に変更するというので、おおむね6カ月間をめぐり定期的に更新していくというようなことを考えているものでございます。

4番目が、送信を受けた、これはセンター側のセキュリティーでございますが、5点ございます。それは、1点目は、イントラネットにファイアウォール等を設置する。それから、センターの職員が使うパソコンについては、ウイルスチェック等のセキュリティー措置を行う。アクセスログの管理により、職員の作業管理を行う。主にID管理により情報の取り扱いを行う職員を制限するものでございます。最後が、内部規則によりセンターの理事を「個人情報統括保護管理者」として位置づけ、情報管理を徹底するという内容でございます。

説明については以上です。

【会長】どうぞ。

【保育課長】それでは、事業の概要でございますが、先ほど学校運営課長からご説明がありました。異なるところは対象者でございます。区立保育園に在籍する児童等2,500名。そして、その中で事業内容につきましても同じでございますので、教育委員会において実施する同時期により申請システムを導入していきたいということでございます。これによりまして保護者の給付が現行より約1カ月程度早くなるということでございます。

次ページでございます。3ページをごらんください。

外部結合につきましてです。これは、保育課が担当いたしまして、内容につきましては、登録業務の名称等、教育委員会と同様でございます。

また、現在、紙ベースで申請しております災害報告書に記載されている情報項目をこちらのほうで同様でございますので、記載してございます。

結合の相手方以下その他につきましては同じでございますが、情報保護対策のところ、教育委員会と異なる点がございます。これにつきましては、恐れ入りますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

5ページの横版でございますが、これは申請システム導入後の事務の処理の流れということで、現在、保育園から保育課のほうには紙ベースで報告書が上がってきております。そのシステムは、今回の申請システムを導入した後も変わりなく、設置者は保育課が入力を担当してまいります。したがって、この中で違っているところは、教育委員会と異なるところは、各学校で入力しているものは、保育課におきましては、保育課の担当者が行うというところでございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りいただきたいと思います。

そして、情報保護対策の2番目でございます。区側（保育課担当者）がセンターと情報を送信する際には、必ず区イントラネットシステムのパソコンを使用し、ID番号、数字15けた、パスワードを入力した上でインターネットに接続していくというところのセキュリティをかけてまいります。

異なる点は、こちらは3カ月ごとにパスワード等の変更をしてまいりたいと思います。したがって、パソコンを使って入力する担当者は、現在、保育士でございますので、1名から2名、多くて2名までの担当が入力するというふうな形にしていきたいと思います。

こちらを導入するメリットとしましては、先ほど教育委員会と同様でございます、現行の支給よりも約1カ月程度早く保護者の方にお渡しできるということでございます。

以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【小菅委員】いいですか。

【会 長】小菅委員、どうぞ。

【小菅委員】時間がないので、お答えは端的で結構ですから、学校運営課のほうから1つお尋

ね、4点、短くて結構です。4点あります。

1点目は、けがをした後の給付請求の時期はいつごろなるのか。完治してからなのか、多分そうだと思うんですが、これ、給付の時期はいつか。

2番目、迅速化をねらうということですが、1カ月早くなるということですが、従来は何カ月ぐらいかかっていたのか、平均でちょっと教えてください。

3番目は、3ページの情報保護対策のほうで、ちょっと説明によると、学校別のID番号、パスワードという説明でしたが、ここでは養護教諭別なのか、学校なのか養護教諭別なのか、ちょっと事故防止のために、ちょっとこの辺を教えてください。

最後に、3ページの一番最後の下から3行目、ID管理により、情報の取り扱いを行う職員を制限するというのは、具体的にはどういうことで制限して、事故防止に努めるのか、ちょっとそれを、短くて結構ですから、すみません。

【会長】はい。

【学校運営課長】まず、給付の時期でございますが、災害が発生し、病院等にかかって治療が完治あるいは症状固定というような形でかたまった時点で、その負担内容等についての申請を行うというものでございます。

2点目が平均何カ月ぐらいかかるかということですが……

【小菅委員】今までどのくらいか。

【学校教育課長】先ほどちょっと説明の中でこれまでの事務の流れで申し上げますと、例えば4月に事故に遭われた場合には、5月5日までに各学校から私どものほうに報告がございまして。私どもは5月10日までに日本スポーツセンターにその内容を送る。送りますと、そこから翌々月の上旬に私どもに入金があって、それで各学校にというような流れでございまして。というものでございます。

先ほどの養護教諭と学校ということですが、これは二通りございます。まず養護教諭がパソコンを自分のID、それからパスワードで立ち上げます。それをまず行った上で、そこからインターネットを利用して、このセンターのホームページにアクセスをします。アクセスをしますと、そこから各学校ごとのIDとパスワードを入力する画面が出てきます。これをもう一度入力するということですので、この養護教諭は自分自身のパソコンを立ち上げるIDとパスワードを持っており……

【小菅委員】学校側のほうにもある。

【学校運営課長】はい。という2種類でございます。

4点目の(4)のID管理、これは実際、センター側の職員の対応でございまして、それぞれ各センター側の職員も個人個人のIDを持っていて、どのID番号の者がこの事務処理を行えるというふうにきちっと決められているものということでとらえております。

【小菅委員】その制限があるということね。

【学校運営課長】はい。

【会長】はい、どうも。

はい、どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】今回の学校イントラネットの何か副産物ということもあったわけですよね、この今回の導入が。例えば、現行と新しくなった場合、学校の負担が極端に軽くなるといえば、そうでもないというかね、見てみると。だから、例えばこれ、もう少し学校の養護教諭を通したほうがいいのかもかもしれませんけれども、学校運営課という区がいわゆるそうした当事者というのかしら、けがした当事者の児童と区がやりとりするというようなことはできないんですか。

【会長】はい、どうぞ。

【学校運営課長】先ほど保育課のほうと学校のほうとですね、学校は各学校で申請を行い、保育課のほうは保育課が一括して入力をするというところの違い、まさにその点のご指摘かと思えます。

これに関しましては、年間の発生件数であったり、対象者であったりするところの違いで、そのような対応をとらせていただいているところでございます。

今後、学校事務の効率化なり、まずこのシステムを導入していきながら、その中で、また今度は違った視点での学校教員あるいは事務の軽減、こういったところを考えていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

【会長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】今の課長の答弁で納得しますけれども、個人情報という部分からしてみると、いわゆる学校が入らないほうが、ある意味でより、そういった部分からもいい視点だと思わぬですね。だから、次の宿題ということで結構でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

【学校運営課長】1点だけ、会長、よろしいでしょうか。

【会長】はい。

【学校運営課長】結局、各学校で災害が発生しますと、その状況については各学校がまず把握

をしていただくということがございますので、私どもが直接その災害を調べるということではなく、各学校からの報告に基づいて入力をするという形になりますので、そうなりますと、学校側も事務処理は依然として残るという状況はありますので、その辺はどのような形が事務処理の中で効率化が図れるのか、負担軽減が図れるのか、これはまた別に検討していきたいと思います。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

【久保合介委員】養護教諭と、それから保育課の担当者がID番号なりパスワード、これの周知範囲というのは個人だけですか。パスワードがどんどんみんな広がったら、パスワードにならないんだよね。それは一体どの範囲。

【会 長】はい、どうぞ。

【学校運営課長】今、学校のほうで考えていますのは、災害状況の発生の申請自体は学校長名で行うということで処理をしています。したがって、各学校においては、学校長、副校長で養護教諭ということで対応を考えているところでございます。

【久保合介委員】保育園は。

【会 長】はい。

【保育課長】保育課は、基本的には現在も保育士が担当しておりますので、保育士を中心として、あと保育係長、そして課長というところになると思います。

【会 長】はい。

【久保合介委員】なぜ細かいことで問題にしたかということ、例えば教育委員会関係は6カ月ごと、保育課のほうは3カ月ごとなんだ。これは簡単なようで大変だと思うよ、3カ月ごとにパスワードを変更していかなければいけないのね。変更したそれが、ある程度きちっとシステム化されていないと、極端な話、担当者が亡くなってしまった。困ってしまうんだろうと思うよね。だから、このことによって秘密を保護するために、今後は事業がとまってしまうというような心配はないんでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【学校運営課長】今、3カ月ごとというふうなご指摘がありましたけれども、イントラネットパソコンの現在、管理がそういう期間でやっております。そのパスワードの変更と合わせたということと、委員ご指摘のように、やはり1人では危機のときに対応できませんので、必ず複数人の担当を置いていくということは考えていきたいと思っております。

【会 長】はい。

【久保合介委員】一応教育は6カ月で保育園は3カ月、この分かれている一番の理由は何なんですか。

【会 長】どうぞ。

【学校運営課長】今、保育課長のほうから説明がありましたが、区のイントラネットでは3カ月ごとでのパスワードを更新するというのが、我々も含めて、3カ月ごとに実施しているものでございますが、学校におきましては、このイントラのシステムを導入するのは、本格稼働はこの4月からということで、まずは6カ月という期間からスタートして、このパスワードの変更等については、変更ができますので、そこについては、今後合わせていくような形になるうかと思いますが、まずこのシステム自体を導入することがメインでありましたので、6カ月という期間からスタートをするものでございます。

ただ、これに限定しているものではなく、今後変更を考えていきたいと思っております。

【会 長】はい。

【久保合介委員】そうすると、どうも聞いていると、3カ月のほうが本命で、いつかは3カ月に統一しようと。ただ、学校のほうは、とりあえず6カ月にしておいて、いつかは3カ月になるんだというふうに聞こえるんですけども。

【会 長】はい、課長。

【学校運営課長】まだ運用が、イントラ自体の運用も始まっておりませんので、まずその状況を見ながら判断をしていきたいということでございます。

私が申し上げたのは、6カ月がいいのか、3カ月がいいのか、これははっきりと決まっているものではございませんので、ただ変更することは可能であるということをご説明した次第でございます。

今後、その期間につきましても、何カ月がいいのかを含めて、変更するのであれば変更していくということで、そのような説明をさせていただいたものでございます。3カ月に限定しているというものでは決していないということでございます。

【会 長】はい。

【久保合介委員】言い出したから言うけれども、保育園が3カ月で、教育委員会が6カ月だと、同じ問題で、倍、6と3では倍だね。何で違うのかの理由、はっきりした理由を教えてほしいと思ったけれども、どうもわからない。いいですけども。

【会 長】はい、どうぞ。

【学校運営課長】申しわけございません。はっきりという理由は、6カ月に固執したわけではないんですが、通常パスワードの変更というのが6カ月、3カ月、この期間はほかにもいろいろ変えようがあるんですが、まずイントラネットの導入部分で6カ月からスタートするという対応をとらせていただいたという単純な理由でございます。

【会 長】いいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

〔発言する者なし〕

【会 長】では、本件は承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。どうも。

資料74にまいります。「子ども手当に係る目的外利用、電算開発等について」でございます。

課長さん、どうぞよろしくお願いします。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料ナンバー74、件名「子ども手当に係る目的外利用、電算開発等について」、諮問、あわせてご報告を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目です。事業の概要です。

子ども手当については、ご案内のように、来年度、平成22年度については、お子様1人当たり1万3,000円、23年度以降については、今のところ倍額の2万6,000円が予定されているところですが、この事業の概要の一番下の事業内容のところがございますように、一番下ですね。1番「子ども手当は支給しようとするもの（請求者）の請求を必要とする」、これはこれまでもやってございます児童手当と同じ方法でございます。

2番「請求を受けた区長は、その支給資格及び支給金額について審査のうえ認定する」、それと指定金融機関に原則年3回、これは児童手当と同じように、この子ども手当も6月と10月と2月に4カ月分まとめて振り込む形になってございます。

上に戻っていただきまして、給付の対象者は、15歳までのお子様をお持ちの保護者の方という形になります。

申請、受給者のところは、 、 、 とちよっとごちよごちよっと書いてございますが、基本的には、子どもを監護し、かつこれと生計を同じくする父母が原則でございます。その他 、 はその例外的なものが書かれております。

現在、給付対象者数ということで、世帯主といいますか、監護する大人の数ですが、約2万5,000人を想定しております。実際にお子様自体は2人お子さんがいるところもございませぬので、約3万人が対象児童数という形になってございます。ということなので、3万人掛ける1万3,000円掛ける来年度については10カ月分という形になりますので、予算額としては約39億円を計上しているところでございます。

給付方法は口座振替を原則としております。

ページめくっていただいて、3ページ目以降が具体的なそれぞれの個人情報の目的外利用ということですが、まず子ども手当に係る、日本人でございますれば、住民基本台帳法に基づいて、行政の効率化のために使うということもうたわれていますので、そのまま目的内利用なんです、外国人登録情報につきましてはこれが含まれてございませぬので、あえて目的外利用で、この審議会においてご判断をいただきたいということでございます。

目的外利用を行う情報項目は、真ん中の欄のところでございますように、基本的にはこれまでどおり児童手当等の手当を支給するときに使っている項目と変わりございませぬ。

次のページへ行っていただきまして、4ページ目、子ども手当に係る国民健康保険情報の目的外利用について、これも児童手当等と同じ情報項目について取り扱うという形になります。国保以外で使うということで、子ども手当のために使うということで、目的外利用の審議をお諮りしているところでございます。

続いて、5ページ目です。子ども手当に係るDV被害情報の目的外利用について。

これについては、次の6ページと2枚続いてございませぬが、最初の5ページ目については、他の部署にある情報を入手して、子ども手当の支給に資そうとしているものでございませぬ。福祉部の生活福祉課、同部保護担当課の保有している情報を使わせていただく予定でございませぬ。

6ページ目については、子どもサービス課、本課が持っている児童扶養手当以下さまざまな現在支給している手当に関する情報を利用して、子ども手当の支給に資するという形になります。

次が、7ページ目にまいりまして、これは子ども手当に係る子どもサービス課保有情報の目的外利用についてということで、これはDVに限らず、全体の子ども手当に関して、子どもサービス課保有情報を使うという形でございます。

さらに、2つめくっていただいて、9ページ目が子ども手当の有資格者判定のための電算

処理システムの開発についてということで、これにつきましては、本庁のほうに既存ハブ、下のほうに追加・変更の内容ということでございますけれども、子どもサービス課のほうにノートパソコン、デスクトップ等がございまして、本庁2階のサーバーとも関連させて、情報政策課、8階にある既存ハブのほうからデータベースをもらって、それぞれのノートパソコンを使ってやっていくと。さらに、出先である特別出張所でも、住民の方が利用できるように、そこともつなげてやるという体制で、これも基本的にこれまでの児童手当等のやり方と全く同一手法でございます。

さらに、2枚めくっていただくと、業務のフロー図が出てございます。左端の縦に請求者からこのような請求がある。子ども医療手当係としてはどう受けて処理をするかというのが縦列で出ておりまして、右のほうに流れていくのは、申請があり、次に課のほうで審査・認定をし、相手方、区民に対して支払うという右の流れになってございます。

次の12ページのほうですが、これが諮問事項であると同時に報告事項になるわけなんです。が、「子ども手当業務における申請手続に係る電子申請サービスの導入について」ということで、必ずしも窓口に来ていただかなくても、パソコンからインターネットを通じて電子申請サービスができると。こういったものをこの子ども手当についても導入するということで、お諮りをしているところでございます。

これも児童手当等、基本的には電子申請が今現在、できるようになってございます。それに子ども手当も新たに追加した形でやりますよということで、お諮りをしているところでございます。

次の13ページが、そのために使う情報項目が出てございます。

14ページが申請ネットワークの関連図、15ページがこういったシステムに対する安全対策の概要ということで、15ページのこの安全対策の概要につきましては、具体的に左の算用数字の2番、通信内容は基本的に暗号化されておりますので、万が一ハッカー等に情報を見られたとしても、わからないようになってございます。

それから、6番のところに業務担当職員ごとに交付されるID・パスワードやアドレス情報による運用によって、個人情報の盗用、改ざん、成りすまし等を防止するという体制になっております。

16ページはこれまでと同様の特記事項です。

17ページが子ども手当給付に伴う請求案内等の封入封かん作業の委託についてということで、申請書を事業者にお願いをして、一定事項の項目をプリントアウトさせて、発送して

もらうということになるわけなんです、その封入封かん作業をお願いする業者さんに引き渡す情報項目としては、氏名、生年月日、性別等、ここに書かれているとおりで、これまでの手当て出すのと基本的には同じような項目です。

ここに処理させる情報項目の記録媒体ですが、文書、帳票とあわせて電磁的媒体、フロッピーディスク等も使う予定でございます。

最後、18ページ、特記事項、これも従来と同じ内容のものがついております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がございましたら、お願いいたします。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】長い資料の中で、3ページにだけこの文字があるんですけども、上陸年月日というのは、どの時点を基準とするんですか。それとも、申請者本人の申請に任せるものなんですか。

【子どもサービス課長】お待たせしました。基本的にパスポート等に書かれている日付、それが外人登録のほうに記録されていまして、私どもとしては、外録にその確認をした上で、その日付をここに入れるという形になります。

【会長】はい。

【久保合介委員】それで、この項目を入れさせる必要というのが、この事業にとって何なんですか。

【会長】はい。

【子どもサービス課長】基本的に、普通の日本人の場合もそうなんですけれども、住んでいる自治体、どこに1月1日現在住んでいたかということで、いわゆる課税証明の関係がございます。ということで、外人の方の場合については、最初にどこに入って、どういう経緯で新宿区に入ってきたかということを確認するために、最初の日本国における上陸の年月日、最初の自治体がどこなのかを確認するためにこの項目が必要だということでございます。

【久保合介委員】はい、わかりました。

【会長】はい、どうぞ。

【小菅委員】ちょっと短めに教えていただきたいんですが、17ページ、封入封かん作業の委託ですが、2万5,000世帯、3万人と推定されるんですが、委託先については1社ですか、数

社ですか。それが1つと、それから17ページ、一番最後の行の委託業者に行わせる保護対策ですね、取扱責任者というのはどういう方になるのでしょうか。職員の立ち会いやなんかはあるのでしょうか、ないのでしょうか。その点だけちょっと教えてください。

【子どもサービス課長】基本的に、こちらの作業を請け負う業者は1社でございます。

それと、管理に関しましては、1人の方を事業者さんをお願いいたしまして、その方に今言った特記事項ですとか個人情報の守秘義務等、同様のことを説明をこちらからさせていただいて、管理監督をお願いするというところでございます。

【会長】いいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

【かわの委員】1つだけ、事業の関係で、2ページの、これはうちだけの問題じゃなく、給付対象者で15歳に達する云々と書いてありますよね。それは8月生まれの人はその次の年は3月31日までですよということなだけけれども、学年の場合は4月2日生まれから始まりますよね、たしか。4月1日の生まれの人というのは、この場合はどういうふうになるんですか。

【子どもサービス課長】4月1日の方の場合でも、3月31日までということの規定変わりませんので、実際に年齢的に15歳になったそれ以降の3月31日、そこで終わりということになりますので、4月1日生まれで15になった場合については、もう1年あるということですね。次の3月31日まで受給資格があるということになります。

【かわの委員】では、その人は、実は高校生になるんですよ、たしか。学年で考えると、4月1日生まれの人は、もう高校生なの。4月2日生まれの人はまだ中学3年生なの。その場合に、4月1日生まれの人はもう来ないんですかということ。

【子どもサービス課長】失礼いたしました。ちょっと前の年度ということで、今言ったケースの場合については、1年逆に短いという形、ご本人にとっては、ちゃんと15年という年数はあると思うんですけども、今のケースの場合については、手前で終わってしまうという形になる……

【かわの委員】だから、最初の3月31日までの間にある児童でしょう。だから、ちょっと、年度は4月1日から始まるけれども、学校の子どもの学年というから、学校は4月2日から始まりますよね。ちょっとその辺でちょっとどうなのかなということで、ちょっと気になったんで、すみません。

【区政情報課長】これ、年齢計算なんで、前日になりますので、15歳に達する4月1日生まれの方が15歳に達する日というのは3月31日になります。その3月31日が達した日の最初の3月31日ですので、そこで終わりという形になりますので。

【かわの委員】何かわからなくなっちゃう。私、そういう前例があったのを覚えていますというか、選挙権なんかも、選挙当日じゃなくて、前日までで選挙権が有するというふうになるんで、わかりました。これ、私の勘違いということで、改めて確認をさせていただきました。ありがとうございました。

【会 長】私のほうから質問でございます。

この事務というのは、国の制度によってつくられた事務ですね。事前に。これは、いわゆる法定受託事務ですね。法定受託事務の場合には、一応国がかかるお金を継続的に負担しますけれども、そうなっている。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長です。

財政的な負担の問題につきましては、今現在のところでは、子ども手当の内側に児童手当というものがまだ廃止されず残すという予定になっておりますので、その児童手当の部分については、現在、自治体が実際3分の1ずつ国、都道府県、区市町村等で持っていますので、その負担分は明年度、22年度においても、その部分は自治体が負担すると。

ただし、今回所得制限なしという子ども手当でございますので、児童手当は所得制限ございますので、そのままですと児童手当の分もオーバーしてしまいます、今までとは違って。そのオーバー分については、国のほうで負担するという、総務省のほうの特別交付金を手当てされるという形になってございますので、全額国庫負担ではございませんが、児童手当の分はこれまでどおりの、増えもせず減りもしないという形での負担はあるということになります。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】ちょっとわからないんですけども、このシステム開発は、この委託先、結合先の相手方が書いてありますけれども、導入と結合は行うのか、システム開発はどこなのか、全くわからないんですけども、教えていただきたい。委託先が。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長でございます。

この結合先、区が情報をいろいろ振り分けてもらっていただくところ、連結する、結合する先というのは、東京電子自治体共同運営センターということで、12ページにあるところの大きなますの2段目ですね。委託・結合の相手先のところで、これはこれまでどおり児

童手当とか既存の手当に関しても、よその自治体でも基本的にここをお願いしているところで……

【鍋島委員】それはいいんですけども、システム開発は。

【子どもサービス課長】システム開発自体は、構成している企業であるところの、ここに出ていますエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本電気、NECですか、それからトランスコスモス株式会社、こういった会社が構成して、このメンバーの方たちがシステム開発をするということでございます。

【鍋島委員】追加でシステム開発をするんですね。

【子どもサービス課長】そうですね、子ども手当の部分について……

【鍋島委員】その部分がある程度いろいろな修正して、それでシステムをつくって、新たにつくるわけではないんですか。

【子どもサービス課長】今、既存に児童手当を使っておりますので、それに多少、子ども手当用に少しいじくるといふ形になるうかと思えます。全くゼロからでは……

【鍋島委員】そこにはこういう情報は行かないわけ。システム開発だけで、この……

【子どもサービス課長】具体的な区民の方のお名前だとか生年月日とかは、この開発する企業に行くか行かないかというお話ですね。

【鍋島委員】このことです、はい。

【子どもサービス課長】すみません。委員、何ページをお読みですか、今。

【鍋島委員】今、9ページとか、どこに書いてあるかわからないけれども、12ページとか。12ページには結合先とか書いてあるんですけども、システム開発がどれなのか……

【子どもサービス課長】結合先とかっていうのは、それに出ている……

【鍋島委員】結合先はあるんですけども、システム開発は……

【会 長】はい。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長です。

ただいまのご質問にお答えします。

今、私がお答え申し上げてましたのは、電子申請の部分についてのご説明でした。失礼いたしました。

今の委員のご質問は、9ページにあります、これから新たにつくらなければ、新たにつくらなければいけない子ども手当の関係でございますので、結合というか、これから契約をしてやっていきますので、その相手先もまだ未定でございます。

【鍋島委員】これはまだ未定なんですか。

【子どもサービス課長】新規にこれからやることになります。

【鍋島委員】そのところがこれにうたってなかったの、わからなかったんですけども、これはちょっと個人情報を出しますけれども、今、テレビ聞いていると、払ってない給食費やなんかも、これから引くとかいう話をされていますから、やっぱり新たにつくられるんだったら、給食だけを念頭に置かないで、区民としては、やっぱり税金のことですから、そういうものも入れられるような感じでシステムは開発していただいたほうがいいかなと思って、これはこれとは関係ないんですけども、1つは、どこに委託するのか書いてなかったのが1つ。

【会 長】いかがですか。本件はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

【子どもサービス課長】ありがとうございました

【会 長】では、資料75にまいります。「投票人名簿及び在外投票人名簿の調製について」でございます。では、担当課長さんからご説明いただきます。

【選挙管理委員会事務局長】それでは、「投票人名簿及び在外投票人名簿の調製について」、説明をさせていただきます。

これにつきましては、皆様のお手元に小さいパンフレットをお配りしておりますが、憲法改正、国民投票、これ、通称なんでございますけれども、これに係るものでございます。本日の内容としては、諮問1件、報告1件でございます。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、事業の概要でございますけれども、目的といたしましては、平成22年5月18日に施行されるこの法律に関して、実行可能なようにということで、システムを開発していくというものでございます。

1つは、まず投票人名簿、選挙の場合は選挙人名簿という名称がありますが、この場合は投票人名簿を作成するということになっております。それから、もう一つは、名簿の中で外国に滞在中の方につきましては、外国からの投票もできますので、その方々のために在外投票人名簿、この2つの名簿を調製をするということになります。

これにつきましては、制度のかなりがいわゆる選挙制度と通じるところもあるんですが、違うところも結構あるということでございますので、そのまま使用することはできないということで、開発という形になります。

ただし、ベースといたしましては、今ございます選挙人名簿のシステム、それをバージョンアップするような形で開発を進めるということでございます。

対象者でございますけれども、投票人名簿及び在外投票人名簿への被登録資格を有する方、それから投票権欠格条項該当者ということでございます。

なお、詳しく申し上げますと、年齢としては18歳以上というふうに法の本則ではなっておりますが、ただし書きの中で、18歳にするときには、公職選挙法ですとか民法、これの改正を行って、18歳に合わせる必要があるということで、その18歳へ合わせるような形が済むまでは20歳でやりますよというようなことになっております。

その他、選挙権を有しない方の範囲が、いわゆる公民権停止の方は投票権があるというような形で、細かい違いがいろいろございます。

ただし、非常に困ったことに、ことしの5月18日に施行されるわけですが、いまだに施行令とか省令が示されておられません。細部が示されていないわけですね。ただし、事務的な形で、こういう項目が必要だよというような形ではお知らせが来ておりますので、それについてシステム開発を先に進める必要があるということでございます。

今年度中にシステム開発を終えなければいけないということがありますので、現在のところ、省令、施行令はできておりませんが、今までの事務的な通知を踏まえた形でのシステム設計ということで進めさせていただきます。

事業内容、事業の流れでございますけれども、まず投票人名簿及び在外投票人名簿を作成をいたします。それで、いわゆる投票人名簿につきましては、磁気テープ、いわゆる電子データでいきますけれども、在外投票人の場合につきましては、これは選挙同様、紙によって作成をいたします。

2番目の投票人名簿及び在外投票人名簿への登録ということでございますけれども、これは先ほど申し上げたように、選挙と若干制度が違う部分を「・」、4つの形で簡略に表現をさせていただいております。

それから、3番目の投票権欠格条項該当者情報の管理ということでございますけれども、いわゆる成年被後見人のみが投票権を有しない方ということになりますので、その方を名簿をつくるときには削除をしなければなりませんので、そのデータについては持つという

こととなります。

それから、4番目の国民投票整理券データの出力ということでございますけれども、国民投票整理券の作成業務を民間委託をするわけでございますので、その投票人データを磁気テープに出力するということが必要になります。

その次に、作成いたしました名簿につきましては、縦覧という形で一般の有権者の方々に公開をすることによって、その正確性を担保するという縦覧制度に利用するための縦覧名簿の作成をいたします。

それから、次に6番目の期日前投票システムへの取り込みということでございますけれども、作成したこの名簿を、期日前投票のときに使いますシステムに取り込み、読み込みができるようにいたします。

同じく当日投票システムへも取り込みを行うということでございます。

次のページをお開きいただきたいんですが、今ご説明したように、まず投票人名簿システム、それから期日前投票システムの改修ということでございます。

登録業務は、投票人名簿ということでございますけれども、個人の範囲は、投票人名簿登録者、次に記録項目でございますけれども、これもほとんど、これは選挙人名簿の場合とほとんど同じでございますけれども、まずホストコンピューターのほうには世帯番号を始めとして29項目、それから期日前投票システムにつきましては、氏名、生年月日を始めとして21項目、それから3番目の当日投票システムにつきましては、世帯番号、住民番号を始めとして14項目の登録が今のところ想定をされております。

ただし、先ほど申し上げたように、省令が出された場合には、変更可能性があるということとはあらかじめ通知されておりますので、それが出ましたときには、改めてご報告をすることになるかというふうに思います。

それで、3番目の記録するコンピューターでございますけれども、ホストコンピューターと、それから期日前投票システム、これは期日前投票所などにサーバーを介して置くものなんですが、これがあると。それから、もう一つは当日投票システムということで、これはやはり51投票所あるんですが、そちらのほうに端末を置く、サーバーを介して端末を置くというシステムでございます。この3つのシステムに置くということになります。

新規開発・追加・変更の理由でございますけれども、ホストコンピューターで投票人名簿の調製を可能とするプログラムを構築することにより、短時間で登録業務を行うためということでございます。ちなみに、参考までに申し上げますと、21年の12月2日現在で、い

いわゆる有権者、これ、少し選挙人と投票人は人口変わりますが、選挙人の数で言いますと、25万1,127人でした。これより若干範囲が広がるということで、これよりふえるということになります。

次のページ、5ページでございますけれども、新規開発・追加・変更の内容を図の形で流れを示させていただいております。流れとしては、先ほど口頭でご説明したようなことの重複になるので、省かせていただきたいというふうに思います。

それから、開発等を委託する場合における個人情報保護対策でございます。システムの修正過程におきましては、投票人名簿の情報を業者に直接触れさせることはいたしません。テストにつきましては、ダミーデータを使うことによって検証をさせます。データセットアップの際には職員が立ち会うことといたします。

新規開発・追加・変更の時期でございますけれども、本審議会承認後から22年5月までということになります。

次のページにつきましては、期日前投票管理システムのバージョンアップ、今までのお話し申し上げた、いわゆる投票人名簿の作成というようなことでございますけれども、これを実際に使う期日前投票所あるいは当日投票所の……、失礼いたしました。ちょっと重複になりました。これは参考資料、手元に持っている資料をちょっと読み上げてしまいました。

以上でございます。

【会長】よろしくをお願いします。

【選挙管理委員会事務局長】ごめんなさい。失礼いたしました。すみません。もう一点ございました。報告の事項で、業務委託のことがございました。

国民投票整理券の印刷及び封入・封緘作業等委託についてでございます。

これも選挙のほうと同じように、国民投票整理券というものを作成いたしまして、それぞれの投票人の方にお送りをするというところでございますけれども、先ほど申し上げたような数の整理券を短期間に作成して、送付ということになりますので、これはその印刷及び封入封緘作業を業者に委託をするというものでございます。

委託先につきましては、入札により決定をするということで、委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、世帯番号、世帯主名、住民番号、氏名、性別、郵便番号、住所、投票区、簿冊、ページ、番号、投票所名、投票所の地図ということになります。

処理させる情報項目の記録媒体でございますけれどもこれは電磁媒体、いわゆるCMTと

いうディスクなのですが、これは富士通というメーカーの特別な仕様で、いわゆる光磁気ディスクというようなこととなります。それから、紙というのは、いわゆる基準日において作成した名簿の中から、その後亡くなられたりという形で失う方がいます。投票人の権利をですね。その方について引き抜きをするわけですが、その引き抜き対象者の方については、紙データでお渡しをするということになります。

委託理由につきましては、選挙の際に作成する投票所整理券と比較すると、同程度の作業量が必要になりますので、同様に外部委託をさせていただきたいということでございます。

委託の内容は、国民投票整理券の作成、封入・封緘、それから区内4郵便局への納入というところでございます。

委託の開始時期及び期限につきましては、平成22年5月18日国民投票法の施行後、憲法改正の発議があった場合というようなこととなります。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございますけれども、これにつきましては、特記事項ということで、後ろのほうに参考につけさせていただいておりますが、秘密の保持ですとか、適正な管理、複写等の禁止などについて定めさせていただいております。

それから、業務終了後には、区が提供した情報を返却をさせますし、業者のパソコンの中に入れ込んだ情報につきましては、削除をさせ、その経過を作業報告書という形で提出をさせるということにいたします。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定をし、提供された情報は施錠できるキャビネットまたは金庫に保管をするようにさせるということでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保合介委員】不勉強で申しわけないんですけども、4ページの真ん中から上の部分にホストコンピューターという字がありますね。2行目の増異動日から始まって減異動届出日まで、怪奇な文字が4つ並んでいるんですけども、これ、教えていただけませんか。増異動日って何なんですか。減異動届出日って何なんですか。

【選挙管理委員会事務局長】要するに、この投票人名簿に新しく記載すれば増ですし、そこから削除すれば減という、それだけの意味でございますけれども、異動日というふうに、確かに増減というのは、あるいは要らないかもしれませんが、分けて書いたということでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保合介委員】これも勉強で悪いんですけども、そういう意味のことをわけもわからないで使って、こういうふうに出てくる、これは一体だれがつくった、どこで決められたものなんですか。

すべてはですね、何でも書いたものというのは、区民に届けていくことが前提なんですね。わけもわからない字が、何でこんなわけのわからない字が出てくるのか。だれがつくっているのか。

【選挙管理委員会事務局長】選挙管理委員会のほうでつくったようです。

【久保合介委員】はい、わかりました。結構です。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

私は、この件に関しましては、そもそも憲法改正の国民投票法自身に国会でもいろいろ議論があったし、それから、それはそれとしても、きょう現在、先ほど言われたように、施行令や、あるいは省令がまだ出ていないと。しかも、きょうのこの諮問や報告も、本来であれば、事前に提出をされて、それなりに勉強する期間も持ちながら臨むんですけども、本日の机上配付という、そういう状況になっているわけで、私はこの部分については議論がたくさんあるところですし、いろいろ国民の中にもあるいは区民の中にも議論があるところですので、私はきょうここで、時間もこんな時間ですので、中身についていろいろ議論をしてどうこうするということには問題があるんじゃないかなというふうに思いますので、もう少し引き続き勉強するという形にぜひしていただきたいというふうに思います。

【会 長】制度の変更となりますと、制度の変更そのものについて問題が出てまいりますし、それから、その場合に、自治体の権限というものも大変難しい問題があると思うんですね。この審議会そのものの進め方の論点について、なかなか難しい問題あるかと思います。ただ、委員長として多少意見を言わせてもらいたいというのがあるわけでございまして許してください。ただ単に事務的に進めればよいという役割を担っているわけじゃありませんからね。

はい、どうぞ。

【選挙管理委員会事務局長】本日机上配付になってしまったという部分なんですけど、非常に私どもも申しわけないと思っているんですけど、実は先ほども申し上げたとおり、省令、政令がまだ決まってない。細かい通知がなかなか来ないという中で、我々も本当にやきもきを

していたんですが、やっと様式の通知が先週20日にですね、メールがやっとその時点で来た状況なんでございます。その後に私どももそれに合わせていろいろな手続を始めましたので、どうしてもこういう机上配付というふうな形でのご報告ということになってしまいました。申しわけございません。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

今、そういうお話がありましたけれども、そういう事情であればなおさらのこと、もう少し施行令や省令や、そういうものがはっきりした段階で我々がこれについてどうだという判断をするべきではないか。

それは、確かに5月という日にちはありますけれども、今言ったような、そういうどたばたで、本当にここについて、諮問について議論することでいいんだろうかというふうに、私は改めて今の答弁を聞いてさらにそういう思いを強くしました。

以上です。

【会 長】はい、どうぞ、林委員。

【林委員】おっしゃるとおりで、これ、やっぱりきょう形づくりをしたいと言われても、我々審議委員としては、私、施行令が出てくるとがらっと内容が変わって、こういうことだったのかというふうになる場合が多々法律もありますので、だから、それを論じてここで結論出して、でももう審議会では通ってますよということ自体、すごい皆さん、ほかの市民の皆さん、不思議と思わないのかなと私は思います。

【会 長】はい。

【選挙管理委員会事務局長】先ほどちょっとご説明をいたしましたように、1つには、選挙制度のほうとほぼ同じ形のものでございます。情報の内容についても、それほど大きな違いがあるとは考えておりません。あと、今後、省令、施行令で細部の違いが出てくるだろうというふうには思いますが……

【林委員】いや、それでね、それに反論するようで悪いんですけども、国会の場だとか、あるいは地方自治、皆さん地方のそれぞれの議場において、議員の皆さん、あれだけかんかんがくがくやって、なかなかむずかしい問題なのに、ここでもってこの大問題をシステムだけでもとりあえず決めたいという自体が、審議委員としては、最後の最後までどん詰まりで大変なあれがぼんと置かれたなということで終わる終わり方になってしまうかなと思います。

【選挙管理委員会事務局長】すみません、ちょっと引き続きということになるんですが、基本的にはその法律、それからまた政令、省令に基づいた作成をします。ただ、その具体的なものがわかっていませんが、事務的なやりとりの中でその概要は見えていますので、とりあえずそういう形でつくらせていただいて、その省令、政令が出て、修正分が出る場合には、改めてそれはご報告をするということを1つ考えております。

それから、もう一つは、さっき委員の方からもお話が出ていましたけれども、これは3月までにシステムをつくらなければいけない。そのためには、どんなに遅くとも2月中には契約に持ち込みたいわけでございます。そういう意味で、ちょっと時間的に間に合わないというところがございますので、また必要があるときにはご報告をさせていただくということでご了解をいただければと思います。

【副会長】きょうのところは、期限があることなんで仕方ないんで、一応通すにしても、固まりましたときに、もう一度ご報告いただくということにしないと、ちょっと皆さん、きょうではちょっと議決できないと思いますけれども、国の制度が固まるか固まらないか、多分固まらないというわけなんで、区の責任じゃないということはわかるもんですから、国の制度が固まったところで、もう一度ご報告、事後報告という、いわゆるこの条例上の報告じゃない、事実上の報告ということで仕方がないと思うんですけども、こういうことになりましたと、国の制度がこうなったんで、この報告どおりかもしれないし、変更の箇所があるかもしれないけれども、そこをもう一度説明していただくということできょうのところ通すということはどうでしょう。

【選挙管理委員会事務局長】それで結構でございます。

【会長】それで結構だというご意見がありましたけれども、委員会の委員方はいかがですか。

【会長】いかがですか。よろしいですか。

【区政情報課長】これにつきましては、来年度になると思うんですけども、当審議会でもたご報告をさせていただければと思います。

【会長】では、この件は承認して……

【かわの委員】会長。

【会長】はい。

【かわの委員】今後この審議会がどういう決定方向になるのかはちょっとよく私もわからないので、勉強不足なんですけれども、少なくとも私はこの諮問に賛成をすることはきょう現

在ではできません。したがって、もし賛成多数ということであれば、それはそれで、そうする決定方法があるんでしょうし、全会一致だということであれば、ぜひもう少し時間をいただきたいなというふうに思いますけれども、少なくとも私はこの諮問にこれで、了するというふうにはいきません。

以上、申し上げておきます。

【会長】ほかの委員の方がいかがですか。もしないようでしたら、多数決で決めるということなんですけれども、決める前に、大体趣旨はわかりましたでしょうかね。

はい、どうぞ。

【森岡委員】3月末までというのはどこで決められたんですか。

【選挙管理委員会事務局長】総務省のほうから21年度につくるという指示が来ているということでございます。

それと、もう一つは、この金銭面なんですけれども、国から補助金が出るのは21年度分だという話があります。それはまた枝の話ではあるんですが。

【小菅委員】きょうじゃなくて、また別の日にやったらどうですかね。かわの委員から意見が出ているように、お一人でも賛成しないというのが出ていけば、基本的には全会一致でいたいと思うんですね。そういう意味で、ちょっときょうやるというのはいかがなものかね。

【会長】わかりました。

はい、どうぞ。

【林委員】勝手な個人の勝手に、後ろ髪を引かれる思いの問題がぼんときょう提出、こんな置いてあると思わなかったんですけれども、国のいろいろの動きに合わせて、口幅ったいんですけれども、もう一回最後に、これだけ予備が何かでもって、次年度の方にぼんと渡してしまうというの、いかにもはしょった形なんですけれども、私、こんなこと、個人が勝手なことを言って、ほかの方の都合もあるもんでいけないだけども、お話のその後どのように進捗するのかを聞いてみたい希望はありますね。

【会長】はい、どうぞ。

【副会長】今、2月初めですよ。1カ月ぐらいの間に何かもう少し進展するというのかな、そういう日程的なことはどういうふうになっているんでしょうか。

【選挙管理委員会事務局長】私どもの思いとしては、もうこういうスケジュールになるというのは、1年以上前からわかっていたことで、もっと早く出していただきたかったかなという気はするんですが、2月中に契約をしても、開発期間が一月しかないわけですね。ぎり

ぎりだというふうに思っております。それで、検証までということになりますと、ちょっと厳しいなというふうに思っております。

ですから、このままですと、5月の施行までにシステムができていませんということになりかねませんので、それはちょっと避けたいという思いを持っています。

【会 長】この開発の額は幾らぐらいですか。

【選挙管理委員会事務局長】1,900万円。ただ、法律以上のものを余分に個人情報に入れるということではございませんので、そこら辺については……

【会 長】だけれども、理解できない状態で使わせているわけでしょう、これに関しては。理解できないよね。

【選挙管理委員会事務局長】理解できないといいますか、最終形ではないという……

【会 長】そういうふうな理解ですけれどもね……

【選挙管理委員会事務局長】はい。大半は同じだと思いますが。

【会 長】はい。

【久保合介委員】いろいろ議論が出ているんですから、きょうが今期の最後だと言われたけれども、今期の最後をもう一回何とか会長さんと事務局と打ち合わせて、一任いたしますから、もう一回だけは今期の最後をやられたらいかがなんでしょうかね。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今回、実は予備日としては2月12日をとってはあるんですが、2月12日では、まだ要するに政省令が出ないということなんで……政省令の関係が。ですから、確定するという形ですと、やはり来年度……

【会 長】はい。

【久保合介委員】再度すみません。課長はああいうふうに言う、お役人はね。出なかったら出ないで、僕らも腹をくくれるんですよ。こんなんでくくれないでしょう、皆さん。あっ出ないのか、それじゃしょうがない、私も反対しようとか、あるいは反対があったってやっていることはやっているんですよ、この委員会ずっと。全員一致じゃなければいけないなんてことないですよ。だけれども、やっぱりきょうはできないでしょう。あといつかもう一回だけやっていただいて、そのときにも何にも出ないんだったら、腹をくくりますよ、どっちにするかは。ということなんですよ。

【会 長】いかがですか。

はい、どうぞ。

【副会長】この残りの3件も回してもいいんでしょうか。例えば、12日の予備日にですね、残りの3件、もうこの時間ですから。

だから、この今の件もですね、特別の意味があって、時間ぎりぎり、75以下を12日の予備日に回して、それで審議を続行するということが提案してもらえますか。そういうことでいいんでしょうかという、情報課長にちょっとお尋ねしていただきたい。

【区政情報課長】事務的には、その時点で全く政省令の関係が不明ですけれども、もう一度ちょっとご議論いただくということであれば、2月12日の2時からが予備日となっております。場所は、同じ会議室となっておりますので、今回、資料71から73までも含めまして、その日にご議論いただくことは可能です。

【副会長】すみません。今の、私、ちょっとメモが午前中になっている。

【区政情報課長】すみません、今、時間を確認しますので、ちょっとお待ちください。すみません。

【林委員】会長、よろしいですか。大体どのくらいで出るものなんですか。大体どのくらい、今までの経験で、土壇場で出てくるんですか。省政令の具体例ですけれどもね。

【選挙管理委員会事務局長】全くわかりません。それで、実は東京都のほうから1月に、1月中には出るという話が来て、それすらおくれてしまっているものですから、ちょっと見通しが立ちません。ただ、2月過ぎるようでは、全国的に間に合うところはほぼなくなってしまいうんではないかという気もしますので、そうそうに引っ張れるはずはないと思うんですが。

【区政情報課長】会長、各委員の皆さん10時から12時ということで、すみません。うちの記録が、時間が確定してなかったんですけれども、間違いはないと思いますので、2月12日は10時から12時ということでお願いしたいと思います。

【林委員】何曜日でしたかね、12日は。

【区政情報課長】金曜日です。

【会 長】では、12日午前中に審議会を続行するということがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【久保合介委員】副区長には悪いけど。

【区政情報課長】会長、区長か副区長に次回ごあいさついただくような形で日程を入れておきますので、よろしくお願いたします。

【会 長】 それでは、きょうはご苦労さまでございました。

午後 4 時 4 6 分閉会